

マイナンバーカードの普及促進・利活用等について



マイナちゃん

総務省自治行政局
住民制度課



マイキーくん

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I 納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

II 社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

III 情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
／11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
 - ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。
- (例)
- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
 - 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な
住民サービス

IV マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始)

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日からから30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

| | |
|-------|-----------------|
| 氏名 | 露 太郎 |
| 生年月日 | 〇年〇月〇日 |
| 性別 | 男 |
| 住所 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 |
| 発行番号 | S1111 |
| 発行年月日 | 〇年〇月〇日 |
| 有効期間 | 〇年〇月〇日 |
| 発行者 | 機構 |

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

| | |
|-------|--------|
| 発行番号 | R2222 |
| 発行年月日 | 〇年〇月〇日 |
| 有効期間 | 〇年〇月〇日 |
| 発行者 | 機構 |

利用者証明用公開鍵

民間も活用が可幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【30年5月23日（水）時点】

| | 累計数 | 1日当たり平均 (5月17日～5月23日) | 1日当たり平均 (4月の1か月間) |
|----------------|------------|--------------------------|----------------------|
| 申請受付数 | 16,676,420 | 8,484 | 10,203 |
| 発送枚数 | 16,387,196 | 10,806 | 12,532 |
| 交付前設定 実施済み数 | 16,122,589 | 10,096 | 13,386 |
| 交付実施済 み数 | 14,387,072 | 9,930 | 11,344 |

(1日当たり平均は、土日祝日を除く)

交付率 約11.2% ※平成29年1月1日時点の住基人口127,907,086人との割合

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成30年3月1日現在)

1 団体区分別

| 区分 | 人口 (H29.1.1時点) | 交付枚数 (H30.3.1時点) | 人口に対する交付枚数率 |
|--------------|-------------------|---------------------|-------------|
| 全国 | 127,907,086 | 13,672,762 | 10.7% |
| 特別区 | 9,302,962 | 1,307,449 | 14.1% |
| 政令指定都市 | 27,394,218 | 3,168,925 | 11.6% |
| 市(政令指定都市を除く) | 80,061,226 | 8,204,881 | 10.2% |
| 町村 | 11,148,680 | 991,507 | 8.9% |

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

| 団体名 | 人口 (H29.1.1時点) | 交付枚数 (H30.3.1時点) | 人口に対する 交付枚数率 |
|----------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 宮崎県都城市 | 167,351 | 40,426 | 24.2% |
| 鹿児島県西之表市 | 15,924 | 3,065 | 19.2% |
| 宮崎県串間市 | 19,253 | 3,545 | 18.4% |
| 奈良県橿原市 | 123,589 | 22,402 | 18.1% |
| 東京都青梅市 | 135,986 | 24,438 | 18.0% |
| 東京都港区 | 249,242 | 44,614 | 17.9% |
| 兵庫県芦屋市 | 96,246 | 17,069 | 17.7% |
| 奈良県生駒市 | 120,925 | 21,272 | 17.6% |
| 東京都中央区 | 149,640 | 26,314 | 17.6% |
| 愛媛県西予市 | 39,767 | 6,935 | 17.4% |

【町村】

| 団体名 | 人口 (H29.1.1時点) | 交付枚数 (H30.3.1時点) | 人口に対する 交付枚数率 |
|-------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 新潟県岩船郡粟島浦村 | 353 | 175 | 49.6% |
| 大分県東国東郡姫島村 | 2,152 | 892 | 41.4% |
| 茨城県猿島郡五霞町 | 8,858 | 2,784 | 31.4% |
| 福島県大沼郡昭和村 | 1,326 | 382 | 28.8% |
| 沖縄県島尻郡伊是名村 | 1,526 | 431 | 28.2% |
| 福島県双葉郡富岡町 | 13,597 | 3,250 | 23.9% |
| 沖縄県島尻郡北大東村 | 580 | 130 | 22.4% |
| 奈良県吉野郡上北山村 | 545 | 115 | 21.1% |
| 福島県田村郡三春町 | 17,585 | 3,588 | 20.4% |
| 福島県南会津郡檜枝岐村 | 584 | 119 | 20.4% |

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成30年3月1日現在)

3 都道府県一覧

| 都道府県名 | 総数(人口) 【H29.1.1時点】 | 交付枚数 【H30.3.1時点】 | 人口に対する 交付枚数率 | 都道府県名 | 総数(人口) 【H29.1.1時点】 | 交付枚数 【H30.3.1時点】 | 人口に対する 交付枚数率 |
|-------|-----------------------|---------------------|-----------------|-------|-----------------------|---------------------|-----------------|
| 北海道 | 5,370,807 | 489,505 | 9.1% | 滋賀県 | 1,420,260 | 144,819 | 10.2% |
| 青森県 | 1,323,861 | 129,748 | 9.8% | 京都府 | 2,569,410 | 269,109 | 10.5% |
| 岩手県 | 1,277,271 | 123,958 | 9.7% | 大阪府 | 8,861,437 | 1,047,305 | 11.8% |
| 宮城県 | 2,319,438 | 235,924 | 10.2% | 兵庫県 | 5,606,545 | 689,454 | 12.3% |
| 秋田県 | 1,029,196 | 84,932 | 8.3% | 奈良県 | 1,380,181 | 170,696 | 12.4% |
| 山形県 | 1,118,468 | 83,195 | 7.4% | 和歌山県 | 984,689 | 81,132 | 8.2% |
| 福島県 | 1,938,559 | 180,885 | 9.3% | 鳥取県 | 575,264 | 50,036 | 8.7% |
| 茨城県 | 2,960,458 | 311,948 | 10.5% | 島根県 | 696,382 | 67,065 | 9.6% |
| 栃木県 | 1,991,597 | 188,229 | 9.5% | 岡山県 | 1,927,632 | 171,273 | 8.9% |
| 群馬県 | 1,998,275 | 177,086 | 8.9% | 広島県 | 2,857,475 | 306,940 | 10.7% |
| 埼玉県 | 7,343,807 | 787,512 | 10.7% | 山口県 | 1,408,588 | 150,483 | 10.7% |
| 千葉県 | 6,283,602 | 756,810 | 12.0% | 徳島県 | 764,213 | 65,628 | 8.6% |
| 東京都 | 13,530,053 | 1,858,491 | 13.7% | 香川県 | 997,811 | 87,486 | 8.8% |
| 神奈川県 | 9,155,389 | 1,245,120 | 13.6% | 愛媛県 | 1,405,325 | 121,084 | 8.6% |
| 新潟県 | 2,300,923 | 177,427 | 7.7% | 高知県 | 732,535 | 47,637 | 6.5% |
| 富山県 | 1,074,705 | 101,512 | 9.4% | 福岡県 | 5,126,389 | 478,795 | 9.3% |
| 石川県 | 1,153,627 | 95,969 | 8.3% | 佐賀県 | 837,977 | 72,527 | 8.7% |
| 福井県 | 794,433 | 56,985 | 7.2% | 長崎県 | 1,392,950 | 147,892 | 10.6% |
| 山梨県 | 844,717 | 74,074 | 8.8% | 熊本県 | 1,798,149 | 178,431 | 9.9% |
| 長野県 | 2,126,064 | 185,970 | 8.7% | 大分県 | 1,176,891 | 110,588 | 9.4% |
| 岐阜県 | 2,066,266 | 166,102 | 8.0% | 宮崎県 | 1,119,544 | 158,074 | 14.1% |
| 静岡県 | 3,756,865 | 374,042 | 10.0% | 鹿児島県 | 1,668,003 | 163,091 | 9.8% |
| 愛知県 | 7,532,231 | 730,082 | 9.7% | 沖縄県 | 1,467,071 | 118,889 | 8.1% |
| 三重県 | 1,841,753 | 158,822 | 8.6% | | | | |

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成30年3月1日現在)

4 男女・年齢別

| 年齢 | 人口(H29.1.1時点) | | | 交付件数(H30.3.1時点) | | | 交付率 | | | 全体に対する交付件数割合 | | |
|--------|---------------|------------|-------------|-----------------|-----------|------------|-------|-------|-------|--------------|--------|--------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 全体 | 62,394,249 | 65,512,765 | 127,907,014 | 7,338,347 | 6,334,415 | 13,672,762 | 11.8% | 9.7% | 10.7% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 0～4歳 | 2,621,231 | 2,490,499 | 5,111,730 | 59,544 | 56,141 | 115,685 | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 0.8% | 0.9% | 0.8% |
| 5～9 | 2,785,944 | 2,646,286 | 5,432,230 | 82,349 | 79,597 | 161,946 | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 1.1% | 1.3% | 1.2% |
| 10～14 | 2,868,662 | 2,729,563 | 5,598,225 | 77,157 | 77,539 | 154,696 | 2.7% | 2.8% | 2.8% | 1.1% | 1.2% | 1.1% |
| 15～19 | 3,090,372 | 2,942,630 | 6,033,002 | 130,026 | 128,717 | 258,743 | 4.2% | 4.4% | 4.3% | 1.8% | 2.0% | 1.9% |
| 20～24 | 3,243,592 | 3,079,965 | 6,323,557 | 238,709 | 240,152 | 478,861 | 7.4% | 7.8% | 7.6% | 3.3% | 3.8% | 3.5% |
| 25～29 | 3,399,524 | 3,223,084 | 6,622,608 | 296,773 | 264,677 | 561,450 | 8.7% | 8.2% | 8.5% | 4.0% | 4.2% | 4.1% |
| 30～34 | 3,808,238 | 3,656,088 | 7,464,326 | 350,459 | 297,750 | 648,209 | 9.2% | 8.1% | 8.7% | 4.8% | 4.7% | 4.7% |
| 35～39 | 4,199,117 | 4,044,663 | 8,243,780 | 380,745 | 297,016 | 677,761 | 9.1% | 7.3% | 8.2% | 5.2% | 4.7% | 5.0% |
| 40～44 | 4,976,555 | 4,812,300 | 9,788,855 | 441,956 | 321,846 | 763,802 | 8.9% | 6.7% | 7.8% | 6.0% | 5.1% | 5.6% |
| 45～49 | 4,807,492 | 4,693,977 | 9,501,469 | 473,768 | 350,980 | 824,748 | 9.9% | 7.5% | 8.7% | 6.5% | 5.5% | 6.0% |
| 50～54 | 3,989,860 | 3,937,541 | 7,927,401 | 489,802 | 378,756 | 868,558 | 12.3% | 9.6% | 11.0% | 6.7% | 6.0% | 6.4% |
| 55～59 | 3,763,163 | 3,774,218 | 7,537,381 | 542,246 | 450,678 | 992,924 | 14.4% | 11.9% | 13.2% | 7.4% | 7.1% | 7.3% |
| 60～64 | 3,976,493 | 4,072,974 | 8,049,467 | 668,433 | 572,883 | 1,241,316 | 16.8% | 14.1% | 15.4% | 9.1% | 9.0% | 9.1% |
| 65～69 | 4,929,868 | 5,242,975 | 10,172,843 | 925,965 | 798,732 | 1,724,697 | 18.8% | 15.2% | 17.0% | 12.6% | 12.6% | 12.6% |
| 70～74 | 3,417,616 | 3,914,181 | 7,331,797 | 759,998 | 707,966 | 1,467,964 | 22.2% | 18.1% | 20.0% | 10.4% | 11.2% | 10.7% |
| 75～79 | 2,903,418 | 3,621,089 | 6,524,507 | 662,845 | 623,505 | 1,286,350 | 22.8% | 17.2% | 19.7% | 9.0% | 9.8% | 9.4% |
| 80～84 | 2,064,886 | 3,043,941 | 5,108,827 | 459,199 | 417,791 | 876,990 | 22.2% | 13.7% | 17.2% | 6.3% | 6.6% | 6.4% |
| 85～89 | 1,095,016 | 2,114,143 | 3,209,159 | 226,632 | 200,683 | 427,315 | 20.7% | 9.5% | 13.3% | 3.1% | 3.2% | 3.1% |
| 90～94 | 376,916 | 1,087,992 | 1,464,908 | 63,447 | 58,332 | 121,779 | 16.8% | 5.4% | 8.3% | 0.9% | 0.9% | 0.9% |
| 95～99 | 68,342 | 327,978 | 396,320 | 7,738 | 9,629 | 17,367 | 11.3% | 2.9% | 4.4% | 0.1% | 0.2% | 0.1% |
| 100歳以上 | 7,944 | 56,678 | 64,622 | 556 | 1,045 | 1,601 | 7.0% | 1.8% | 2.5% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

マイナンバーカードを活用したサービスの展開状況

マイナンバーカードのICチップは、民間事業者にも開放され、様々な用途に利用可能
⇒ 現在、官民の各種サービスにおいて、引き続き利用シーンが拡大中

【公的サービスの例】

マイナポータル



子育て支援ワンストップサービス

- マイナポータルを利用して、自分にぴったりの子育て支援サービスを検索可能！

※ 電子申請や行政からのお知らせ(プッシュ型)サービスも順次拡大
※ 将来的には相続や引越などの様々な申請手続きのワンストップ化も視野

税申告 (e-Tax)



- 税の電子申告が可能！
(税務署に出向かず、自宅等のパソコンから申告書を送信可能！)

コンビニ交付 サービス



- コンビニで住民票の写し等の証明書が取得可能！
(①役所に出向かず、全国53000店舗のコンビニで、②夜間・休日も対応)

※ 2018年4月2日時点導入団体:523団体、サービス対象人口約8,609万人

【民間サービスの例】

新規証券口座開設



- 窓口に出向かず、オンラインで口座開設が可能！

住宅ローン契約



- 銀行に出向かず、オンラインでローン契約締結が可能！

不動産取引



- 不動産取引時の本人確認記録を自動生成(記入不要)！

携帯電話購入



- 携帯電話購入申込書を自動作成(記入不要)！

【職員証、社員証としての利用】

(総務省職員証の事例)

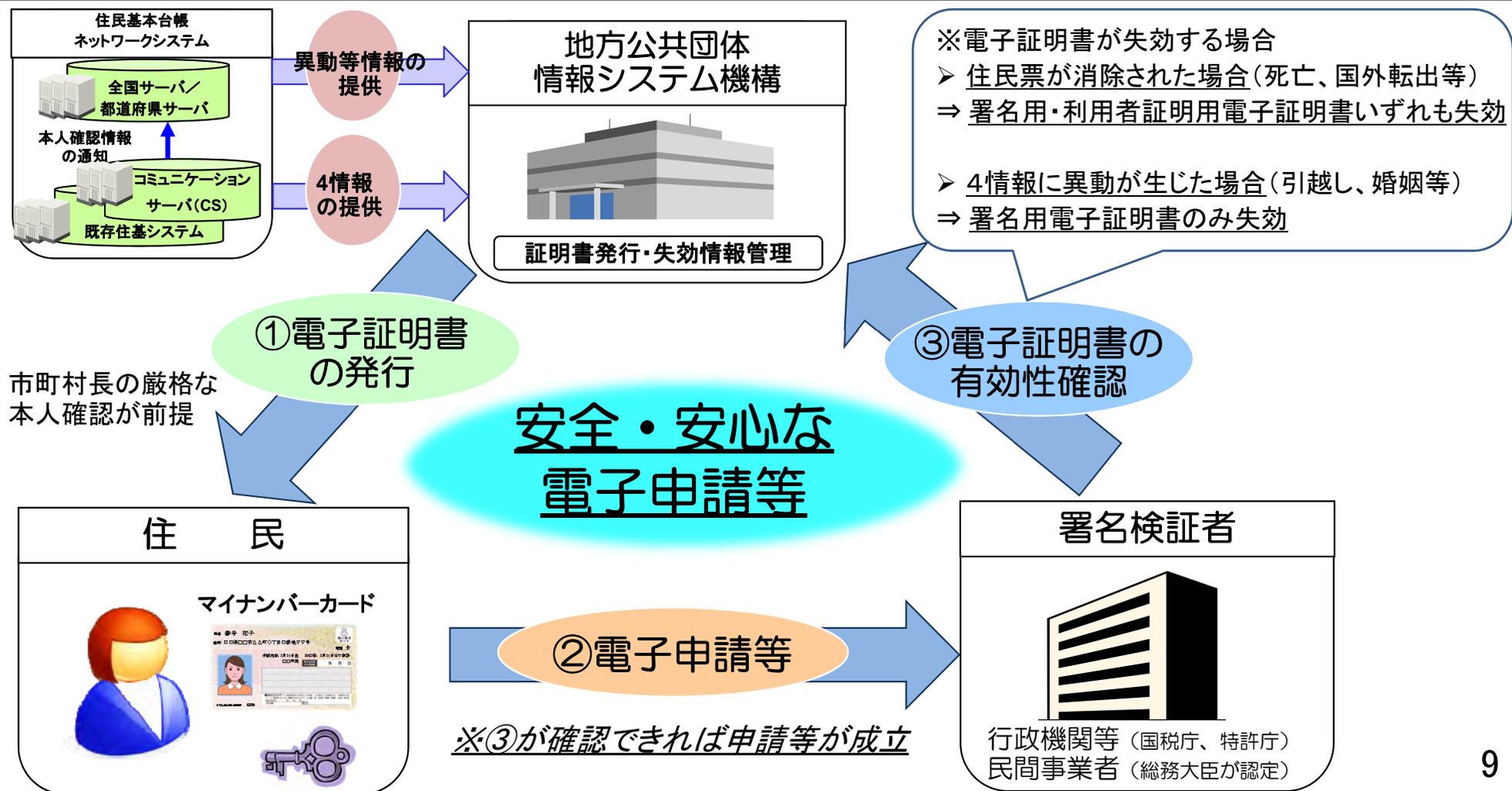


公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



公的個人認証制度の概要②（電子証明書について）

公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。



署名用電子証明書

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書

(マイナンバー制度導入時(H27)に追加、H28～利用開始)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)

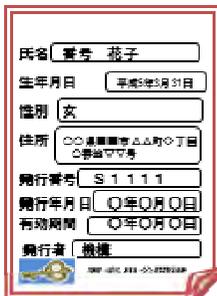


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約53,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（※）

コンビニ交付サービス対象人口

| | 団体 | 対象人口 |
|-------------|-----|---------|
| 平成30年4月2日時点 | 523 | 8,609万人 |
| 平成30年度末見込み | 545 | 8,905万人 |

（※）コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知（平成28年9月16日）（抄）

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

年度別コンビニ交付通数

| 種別 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|---------|---------|-----------|-----------|
| 住民票 | 360,944 | 432,348 | 748,120 | 1,273,478 |
| 住記載 | 1,260 | 2,213 | 6,310 | 14,418 |
| 印鑑 | 326,237 | 393,904 | 664,150 | 1,086,274 |
| 税 | 31,075 | 46,253 | 87,051 | 175,997 |
| 戸籍 | 20,518 | 24,643 | 47,196 | 112,210 |
| 附票 | 2,103 | 2,951 | 5,714 | 11,872 |
| 合計 | 742,137 | 902,312 | 1,558,541 | 2,674,249 |



● 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約53,000店舗で交付を受けられる

市区町村の参加状況



ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム（コンビニ交付導入促進）

（基本コンセプト）コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けられることができる環境の構築を目指す。

| 課題 | 全国展開に向け講じる方策（特に小規模市町村に対する対応が必要） | |
|----------|-----------------------------------|--|
| 費用負担の緩和 | 「廉価版クラウド」の導入 （イニシャルコスト削減） | <ul style="list-style-type: none"> J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」（住・印対象）を導入を検討（費用は最大5割削減）。平成29年度サービス開始。 |
| | J-LIS運営負担金の削減 （ランニングコストの削減） | <ul style="list-style-type: none"> 参加団体数の増加を踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。（人口100万以上：3%～町村：30%減額） さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討 |
| | コンビニ事業者へ支払う手数料引下 （ランニングコストの削減） | <ul style="list-style-type: none"> 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より1通123円から115円に引き下げ。 |
| 国民の利便性向上 | 庁舎における自動交付機 （キオスク端末）の設置促進 | <ul style="list-style-type: none"> 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請 |
| | 郵便局における自動交付機 （キオスク端末）の設置促進 | <ul style="list-style-type: none"> 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。（市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置） |
| | 交付可能証明書類の統一 （戸籍証明書導入の促進） | <ul style="list-style-type: none"> J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討（費用は最大5割削減）。平成29年度サービス開始。 |

【導入拡大に向けた新たな目標】

- 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

【地方財政措置の拡充】

- コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- 全ての証明書（特に戸籍）導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。

廉価版クラウド(住・印)と現在のサービスの費用比較

< コンビニ交付システムを導入した場合に団体が負担する費用比較 >

当初経費については、J-LISが平成28年度調査で集計した導入団体の平均金額と廉価版クラウドを導入した場合(金額は平成28年度に実施した参加予定調査アンケート結果で「参加を検討してもよい」とされた金額を目標に設定した金額)の費用比較

| | 項目 | 支払先 | 現在のサービス① | 廉価版クラウド+負担金 減額+手数料減額② | 差額(②-①) |
|-----------------|---|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------|
| 当初経費 | | | | | |
| 1 | 基幹システム改修費/ コンビニ交付システム導入費 | 基幹システムベンダ/ 証明発行サーバ構築 ベンダ | 16,000千円 | 7,000千円 | -9,000千円 |
| 2 | 当初経費小計A | | 16,000千円 | 7,000千円 | -9,000千円 |
| 例年経費(年額) | | | | | |
| 3 | 負担金 | J-LIS | 1,000千円 (「町村」の場合の金額) | 700千円 (「町村」の場合の金額) | -300千円 |
| 4 | 証明書交付手数料(※1) | コンビニ事業者 | 246千円 (1通:123円) | 230千円 (1通:115円) | -16千円 |
| 5 | コンビニ交付サービス利用料 | 証明発行サーバ構築 ベンダ | 2,400千円 (月額200千円×12ヶ月) | 1,800千円 (月額150千円×12ヶ月) | -600千円 |
| 6 | 年額経費小計B | | 3,646千円 | 2,730千円 | -916千円 |
| 7 | 5年間経費合計 (小計A+小計B×5) | | 34,230千円 | 20,650千円 | -13,580千円 |
| 参考 | 1通あたりの経費(※2) (5年間経費合計/ (5年×年間2,000通)) | | 3,423円 | 2,065円 | -1,358円 |

(※1) 証明書交付手数料は、年間交付通数2,000通を想定して試算
(※2) 経費については、手数料収入、特別交付税措置分を含まず

行1、5の費用については、ベンダにより異なる。

廉価版戸籍コンビニ交付システムと現在のサービスの費用比較

< コンビニ交付システムを導入した場合に団体が負担する費用比較 >

当初経費については、J-LISが平成28年度調査で集計した導入団体の平均金額と戸籍廉価版を導入した場合の費用比較。

| | 項目 | 支払先 | 現在のコンビニ交付システム① | 廉価版コンビニ交付システム+手数料減額② | 差額(②-①) |
|------------------|--|--------------------|---------------------------|---------------------------|------------------|
| 当初経費 | | | | | |
| 1 | 基幹系システム改修費/戸籍システム改修費 | 基幹系システムベンダ/戸籍証発ベンダ | 40,000千円 ※3 | 8,000千円～ | -32,000千円 |
| 2 | 当初経費小計A | | 40,000千円 | 8,000千円～ | -32,000千円 |
| 例年経費 (年額) | | | | | |
| 3 | 証明書交付手数料 (※1) | コンビニ事業者 | 246千円 (1通:123円) | 230千円 (1通:115円) | -16千円 |
| 4 | コンビニ交付利用料/保守料 | 戸籍証発ベンダ | 3,000千円 (月額250千円×12ヶ月) | 1,800千円 (月額150千円×12ヶ月) | -1,200千円 |
| 5 | 年額経費小計B | | 3,246千円 | 2,030千円 | -1,216千円 |
| 6 | 5年経費合計 (小計A+小計B×5) | | 56,230千円 | 18,150千円 ※4 | -38,080千円 |
| 参考 | 1通あたりの経費 (※2) (5年間経費合計/ (5年×年間2,000通)) | | 5,623円 | 1,815円 | -3,808円 |

※1 証明書交付手数料は、年間交付通数2,000通を想定して試算

※2 経費については、手数料収入、特別交付税措置分を含まず

※3 戸籍同一人宛名データ連携費等に係る基幹系システム改修費/戸籍システム改修費は、『証発間連携IF1.0』による連携仕様標準化により、基幹系システム改修費/戸籍システム改修費が大幅に下がる見込み

※4 基幹系システム改修費/戸籍システム改修費を800万円として試算

行1、4の費用については、ベンダにより異なる。

コンビニ交付サービスにおける費用負担の緩和

1 J-LISのコンビニ交付サービス運営負担金の軽減について

課題 コンビニ交付サービス運営負担金について小規模市町村から減額の要望が多く寄せられている

| 時期 | 市区町村数 |
|-----------|---------|
| 平成27年12月末 | 100市区町村 |
| 平成30年4月2日 | 523市区町村 |

マイナンバーカード対応(平成28年1月)以降、参加市区町村数は5倍超に拡大

参加市区町村数の増加に伴い、平成28年度に単年度収支が初めて黒字化
→平成29年度から市区町村のコンビニ交付サービス運営負担金総額を10%減額。

| 市区町村 | 人口 | 現行金額(万円) | 改定金額(万円) | 減額幅 |
|------|------------------|----------|----------|-----|
| 政令市 | 100万以上 | 1,000 | 970 | 3% |
| 政令市 | 100万未満 | 800 | 770 | 4% |
| 市(区) | 15万以上 | 500 | 470 | 6% |
| 市(区) | 5万~15万 | 300 | 270 | 10% |
| 市 | 5万未満 (新設) | 300 | 220 | 27% |
| 町村 | - | 100 | 70 | 30% |

- ・新たに5万人未満の市の区分(250万円)を設けた上で、一律30万円減額した。
- ・今後の参加市区町村数の推移を踏まえつつ、2年毎に負担金の見直しを行う。

2 コンビニ等事業者の委託手数料の軽減について

課題 委託手数料について大規模市から減額の要望が多く寄せられている

委託手数料は、事業者のキオスク端末やシステム改修等の投資及び紙・電気代等のランニングコスト等を勘案し、証明書1通あたり123円に設定されていた。
→参加市区町村の大幅増によりコンビニ交付通数の拡大が見込まれることから平成29年度からすべての事業者で115円(現行比8円減額)としている。

マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置

1 趣旨

コンビニ交付サービス未導入団体の導入を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費について財政支援を行う。

2 措置内容（平成29年度までからの拡充部分）

拡充前

- ・ 平成30年度までの措置
- ・ 必ずしも3年間措置を受けられない（全市区町村一律、平成30年度まで）
- ・ 上限額5,000万円

現行(拡充後)

- ・ 平成31年度まで（措置期限1年間延長）
- ・ 最大3年間の措置（平成31年度の導入で、最長平成33年度まで）
- ・ 上限額6,000万円（1,000万円引上げ）

算定対象となる経費（参考）

- A 基本構成機器（サーバ機器、端末機器及びデータベース等）の購入等経費
- B 各市町村とシステムを共同構築するために必要な専用線及びルータ等の購入等経費
- C A及びBの導入等に係る機器環境設定やシステムインストールのための経費、コンビニ交付に参加する際のJ-LISへの運営負担金、コンビニ事業者への手数料

- ※ 自治体クラウド化の推進に資する場合に限る
- ※ 過去3年度以内に導入したもののうち、現年度の経費を措置

多目的利用の例（参考）

- ・ 証明書自動交付機（キオスク端末）の庁舎設置
- ・ // の郵便局設置
- 住民生活に身近な拠点での交付による利便性拡大
市区町村の業務効率化
- ・ カードの印鑑登録証としての併用
- 窓口、コンビニ、双方で印鑑登録証明書の交付可能
- ・ 発行できる証明書の拡充
- 税証明書、戸籍証明書への対応で、サービス標準化

コンビニ交付における戸籍証明書対応へのニーズ(コールセンター入電より抜粋)

参加団体数及び各種証明書への取組団体数

(平成30年4月2日現在)

| | | 提供サービス | | | | | | | |
|-------|-----|------------|----------------|-------------|------------|-------|-------|----------|-------|
| | | 住民票の 写し | 住民票記載 事項証明書 | 印鑑登録 証明書 | 各種税 証明書 | 戸籍証明書 | | 戸籍の附票の写し | |
| | | | | | | (住≠本) | (住≠本) | (住≠本) | (住≠本) |
| 参加団体数 | 523 | 523 | 83 | 523 | 350 | 339 | 198 | 297 | 182 |
| 取組比率 | - | 100% | 15% | 100% | 67% | 65% | 38% | 57% | 35% |

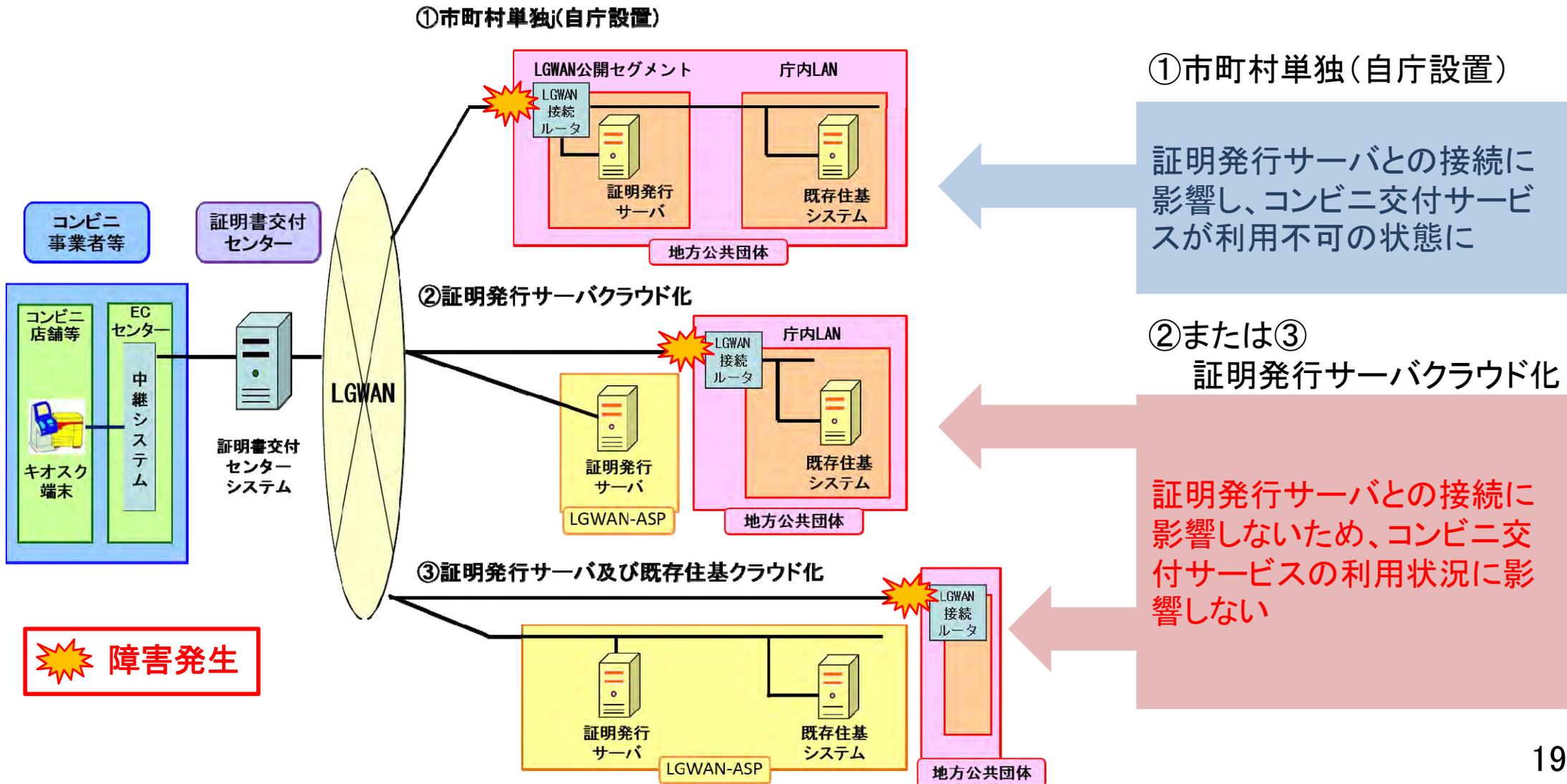
※各種税証明…所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書など

- 引越しに当たって、マイナンバーカードの交付申請をすべきかを転出前の市に相談したところ、「当市では戸籍証明書を全国のコンビニで取得できるので便利ですよ」と薦められたのでマイナンバーカードを申請する気になった。(それなのに、転入先の市では「当市内でのコンビニでは発行はできない」と冷たくあしらわれ、嫌な思いをしたので、結局カードは作成しなかった。)
- 現在、本籍地と異なる場所に住んでいるためコンビニ交付で戸籍謄本を取得しようとしたところ、サービスを提供していない市区町村であったため取得できなかった。今回、急ぎで戸籍謄本が必要だったため郵送ではなく直接出向いて取得することにしたが、マイナンバーカードを作った意味がないと感じている。
- コンビニでマイナンバーカードを使った戸籍謄本の発行について、地域によって出来る、出来ないが分かれているのはおかしい。戸籍謄本なども全国統一的に発行できるようにすべきである。
- 知人が親族の戸籍証明書を取得するため、最寄の市役所に行き、マイナンバーカードを持っているので、コンビニだったら取得できるのかと聞いたら、同市ではやっていないと言われた。マイナンバーカード交付申請のご案内には、マイナンバーカードを取得すれば戸籍証明書が取得できると書いてあるのに、自治体によって取得できないなんてこれでは意味がない。

コンビニ交付サービスにおける証明発行サーバのクラウド化について

コンビニ交付サービスにおいて、証明発行サーバをクラウド化することで、自治体において障害が発生した場合にも継続してサービス提供が可能

証明発行サーバ構築方法(①～③)で、自治体とLGWANとの間の障害発生時の影響度合いが異なる



群馬県前橋市の取組事例

○母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

妊娠中・子育て中のママと家族へ向けた未来型健康支援・子育て支援サービス

- 母子健康手帳に記録されている情報や子育てに関する情報を電子化・ウェブ化することで、いつでも、どこでも、安心して情報を提供するサービス

- 提供される情報・サービス

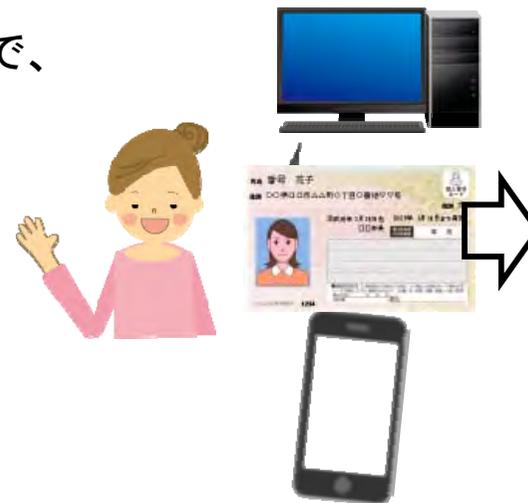
- ・自治体からのお知らせ
- ・日記機能
- ・はじめて記念日
- ・法定健診結果のデータ連携
- ・予防接種履歴のデータ連携
- ・予防接種のスケジュール管理
- ・ご家族や遠方の祖父母との情報共有機能



マイナンバーカード1枚
で利用登録！

スマートフォン・パソコン
で情報閲覧可能！

- マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、安全に、正確に本人確認を実施し、スマートフォン、パソコンで情報・サービスの利用が可能
- 母子健康サービスの品質向上とコスト削減を図れ、さらに住民との接触機会が増加



兵庫県姫路市の取組事例

- マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用
- マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

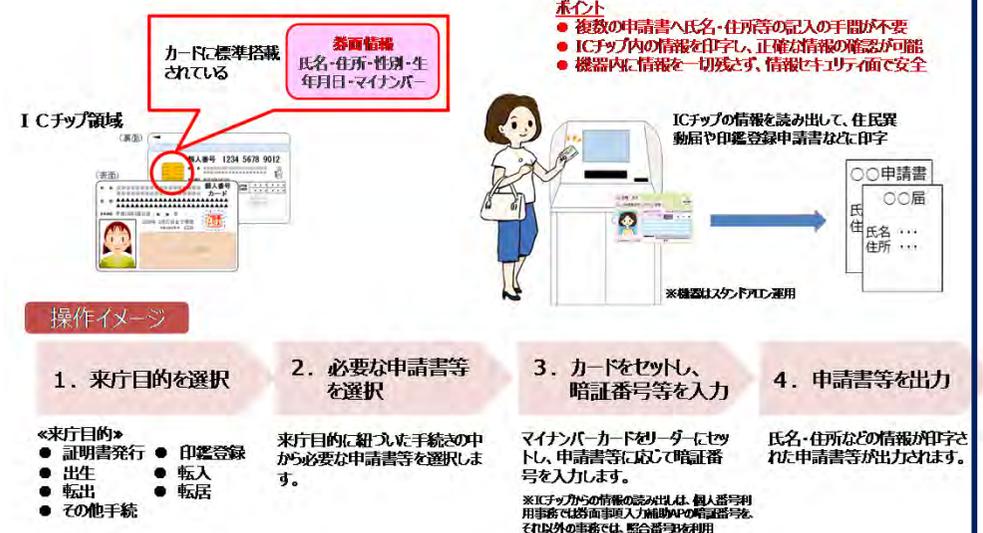
1 マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用

- カードのICチップ領域に標準搭載されている電子証明書を利用。マイナンバーカードの空き領域を利用する方式(カードAP方式)ではないため、カード独自利用の条例の制定が不要
- マイナンバーカードを持っている市民は図書館の窓口での利用登録を行うことで、サービスを利用可能



2 マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

- 窓口へ提出する申請書等には氏名、住所を記載することがほぼ必須であり、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減
- 機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮



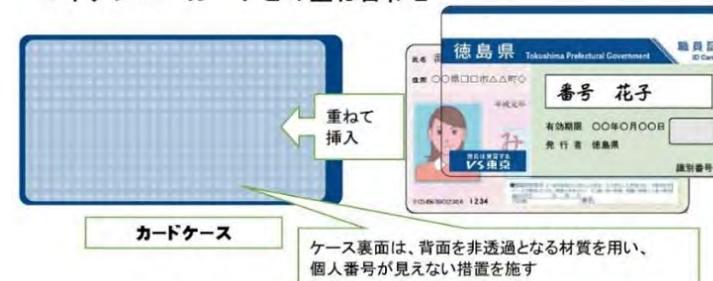
マイナンバーカードのマイキー部分の利活用 徳島県の取組事例

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ



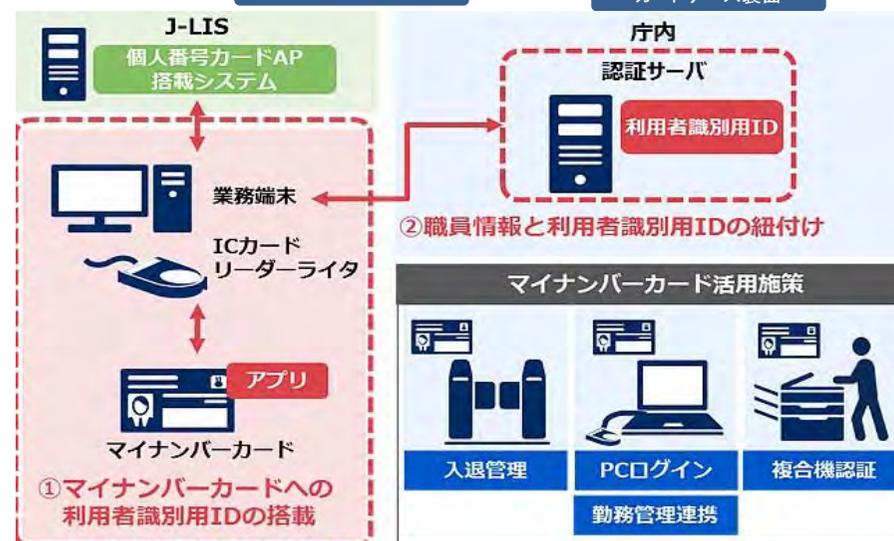
職員証



カードケース裏面

2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



○マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク※の利便性向上のため、マイナンバーカードを活用する実証実験を平成29年度に開始

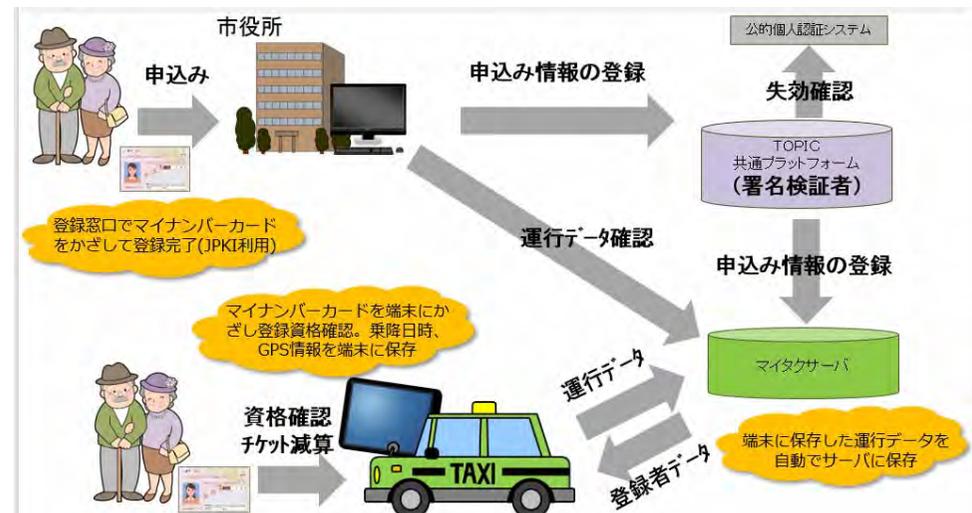
※マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

○マイタク利用のフロー

- (1)マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)
※条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み
- (2)マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)
※カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施
- (3)タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用
自動で割引料金を計算
- (4)端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、
利用明細書を作成
- (5)マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施

○マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応



民間事業者における公的個人認証サービスの活用（プラットフォーム事業者とみなし署名検証者）

【平成30年4月1日現在】 ※大臣認定を受けている事業者は12社（表中網掛け）

| 事業者名 | JPKIの活用事例 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1. 日本デジタル配信(株) | CATVを用いた年金支給に係る現況確認 (実証事業) |
| 2. ICTまちづくり共通 プラットフォーム推進機構 | パソコン等での母子健康情報の閲覧 |
| 3. NTTコミュニケーションズ(株) | MVNOサービスの契約 |
| 4. (株)NTTデータ | プラットフォーム |
| エスクロー・エージェント・ジャパン | 住宅ローンのオンライン契約 |
| 日本郵便(株) | 電子レターの受取り(MyPost) |
| (株)DMM.Com証券 | オンラインでの証券口座開設 |
| カブドットコム証券(株) | オンラインでの証券口座開設 |
| マネックス証券(株) | オンラインでの証券口座開設 |
| 5. GMOグローバルサイン | プラットフォーム |
| GMOクリック証券(株) | オンラインでの証券口座開設 |
| (株)グッドスターグループ | 携帯電話のレンタル契約 |
| 共同印刷(株) | 来場管理、不正転売防止 |

| 事業者名 | JPKIの活用事例 |
|-------------------|-----------------------------|
| 6. サイバートラスト(株) | プラットフォーム |
| (株)シーイーシー | 子育てワンストップ支援 |
| 大日本印刷(株) | オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携) |
| (株)ジャパンネット銀行 | オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携) |
| (株)TRUSTDOCK | オンラインでの本人確認サービスの提供 |
| 7. (株)システムコンサルタント | オンラインでの電子契約サービス |
| 8. (株)野村総合研究所 | プラットフォーム |
| 野村証券(株) | オンラインでの証券口座開設 |
| 9. 凸版印刷(株) | プラットフォーム |
| (株)三菱UFJ銀行 | 住宅ローンのオンライン契約 |
| 10.(株)サイバーリンクス | 流通業における電子契約 |
| 11.NEC(株) | 生命保険における契約者の現況確認 |
| 12.日本医師会 | HPKIカードの発行 |

※ その他、各種実証事業も展開中

公的個人認証サービス 民間利用事例 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

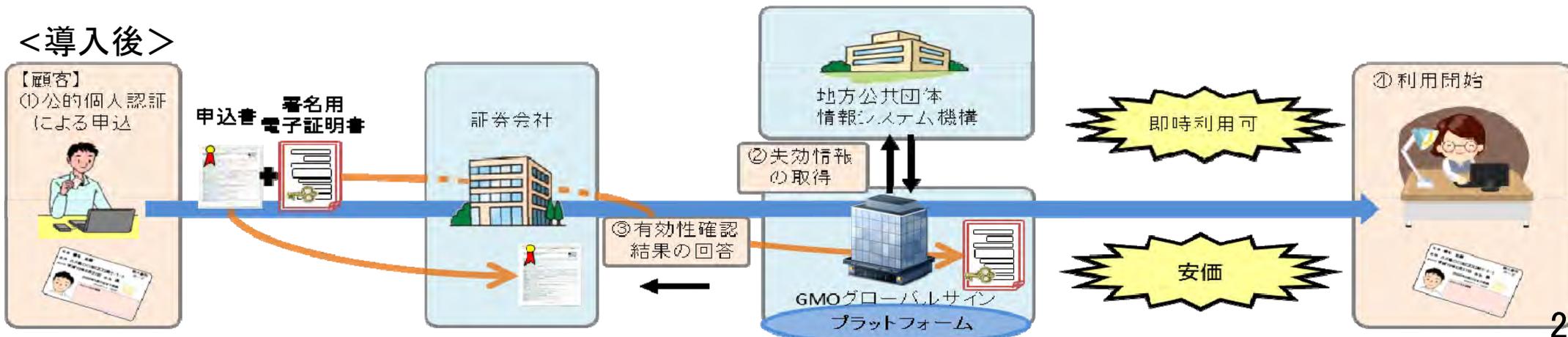
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例 住宅ローン契約手続を電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

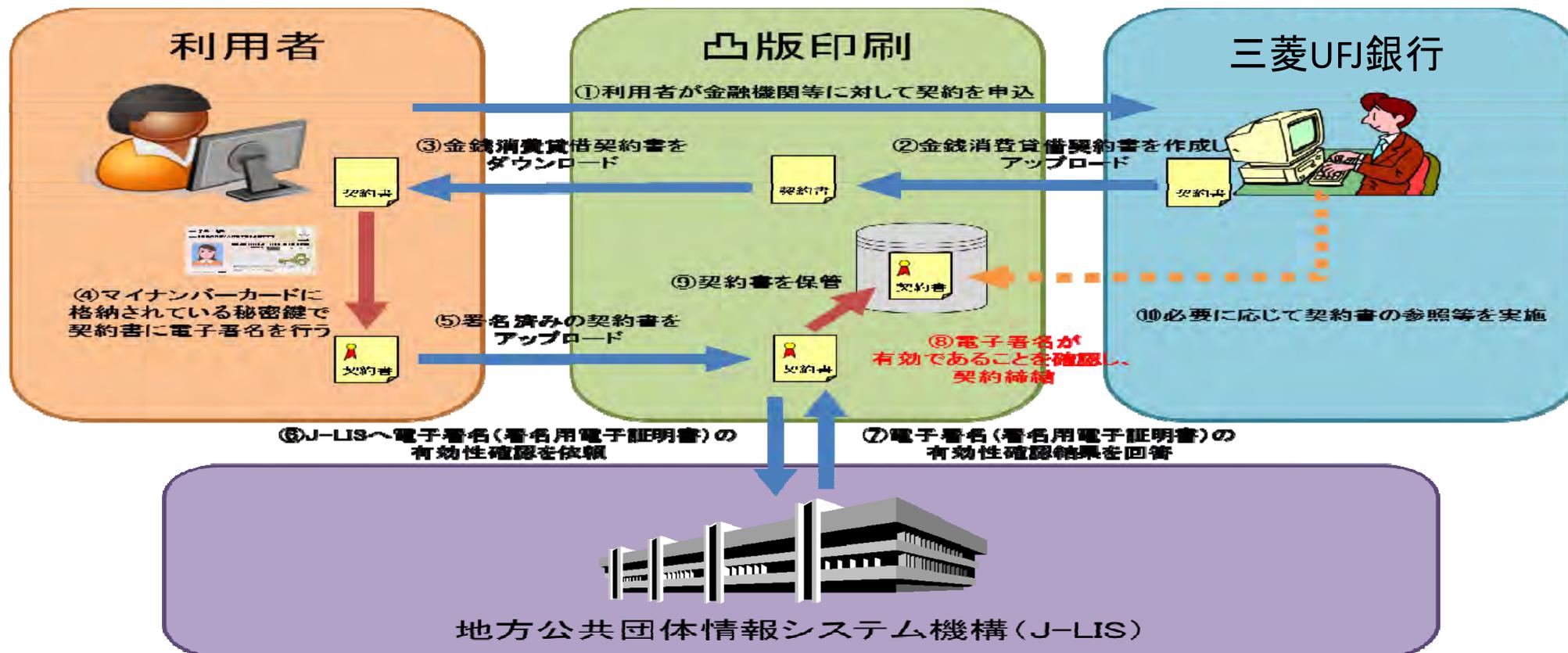
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年4月下旬



マイナンバーカードの取得促進について（平成29年11月14日経済団体連合会へ交付）

経済界の皆様へ

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、平素より格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

去る平成29年10月5日をもって、マイナンバー制度は施行から2年が経過致しました。この間、各府省、地方公共団体、関係諸機関の協力のもと、この新しい制度の運用に、文字通り、国を挙げて取り組んで参りました。

「マイナンバー」で公正公平な社会の実現

ご存知のようにマイナンバー制度は、複数機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラです。

平成29年11月13日、この制度の根幹である情報連携が本格運用され、行政手続きのワンストップ化や、これまで必要であった添付書類の削減などにより、効率的な住民サービスの提供が可能となることから、国民の方々はその利便性を実感できるように着実に実施してまいります。

「マイナンバーカード」で最先端ICT社会の実現

マイナンバーカードには、インターネット上で確かな本人確認を行うための「公的個人認証サービス」を利用できる等の多彩な利用可能性があります。平成28年1月からは、この「公的個人認証サービス」を民間サービスにご利用頂くことが可能とされ、既に各種の官民オンラインサービスに活用され始めています。

IoTが進展する中、確実な顧客情報の獲得や個人認証機能を提供できるマイナンバーカードの公的個人認証サービスはIoT対応ビジネスの切り札となります。最先端IT社会の実現のため、マイナンバーカードの普及に向けた官民連携した取組みに引き続き、お力添えください。



IoT時代 マイナンバーカードが拓く新たな企業経営

IoT対応ビジネスの切り札



✓ 1300万人が保有するオンライン個人認証ツール

- 平成28年1月から公的個人認証サービスの電子証明書が記録されたマイナンバーカードの交付が開始
- 平成29年10月末時点で約1300万枚（約1割）が交付済
- 公的機関による厳格な本人確認を経て発行されるインターネット上での確かな個人認証ツール

企業等での活用例

- セキュリティ
ルーム入室証
※T社100名規模
- 端末ログイン証
※T県庁3000名規模（予定）

✓ 確実な顧客情報の獲得、 オンライン完結型サービスの確かな基盤

- 住民基本台帳情報に紐付く正確な本人情報を確認可能
- 転居・死亡等の異動があった事実が把握可能
- 平成29年10月末時点で9社が総務大臣認定を取得、新たなオンラインサービスを展開

✓ シンプルな権限設定、 企業内部統制体制の確

- マイナンバーカードICチップの空き領域へは独自の社員識別IDの設定が可能
- 特定区域への入退場、特殊設備や端末の操作など、用途に合わせた権限設定を実現

展開中のサービス例

- インターネット証券口座開設
・非対面での本人確認、書留等による郵送コスト・時間の削減
・即時の口座開設、取引開始可能
- 在宅版・住宅ローン契約
・申請者の銀行来店コスト・時間、銀行側の紙書類の保管コストの双方を削減
- 携帯電話購入
・カード情報の読取りにより、申込書の自動作成
・顧客待ち時間の短縮

✓ 人事労務管理の電子化促進

- 入退社、社員個別端末のログイン証として利用することで、勤怠管理など人事労務管理の電子化を実現
- 社員のマイナンバーの収集も正確かつ容易に

✓ 低コストな多機能ワンカード社員証による 福利厚生の上

- 社員証とすることで、マイナポータルを活用した子育て支援ワンストップやコンビニ交付サービス等のほか、近く、健康保険証としても利用できる多機能ワンカードとして社員に利便性の高い生活インフラを提供

企業ガバナンス向上、働き方改革 の下支え

マイナンバーカードを活用した企業ガバナンスの向上、働き方改革

マイナンバーカードの社員証等としての利用

シンプルな権限設定、 企業内部統制体制の確保

特定区域への入退場、特殊設備や端末の操作など、用途に合わせた権限設定を実現

人事労務管理の電子化促進

入退社、社員個別端末のログインに利用することで、勤怠管理など人事労務管理の電子化を実現。社員のマイナンバーの収集も正確かつ容易に

低コストな多機能ワンカード 社員証による社員福利の向上

社員証とすることで、マイナポータルを活用した子育て支援ワンストップやコンビニ交付等のほか、近く、健康保険証としても利用できる多機能なワンカードとして利便性の高い生活インフラを提供

【具体的なイメージ】

(表面)



(裏面:ICチップ)

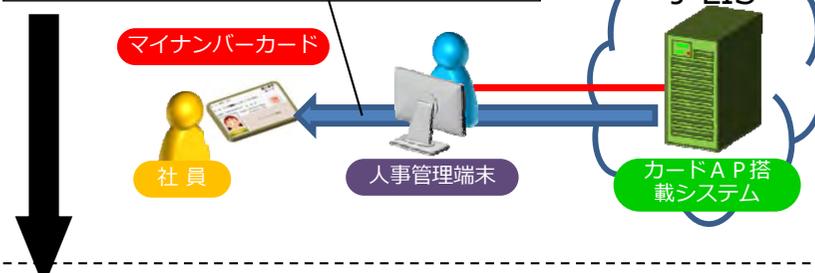


**マイナンバーカード
ICチップの空き領域
へは独自の社員識別
IDの設定が可能**

【取組実績】

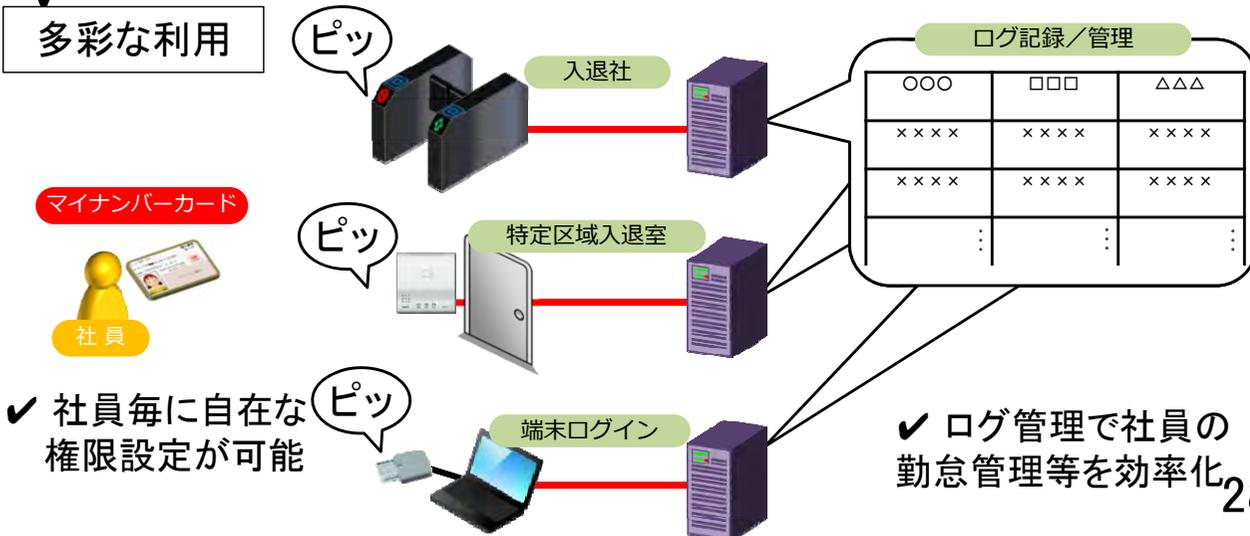
NEC、株式会社TKC
⇒いずれも、セキュリティ
ルーム入退室管理への
活用

ID設定(アプリケーション搭載)



- ✓ アプリケーションはJLISが無償提供
- ✓ ランニングコスト(保守料+搭載枚数×単価)のみ

多彩な利用



- ✓ 社員毎に自在な権限設定が可能

- ✓ ログ管理で社員の勤怠管理等を効率化

マイナンバーカードの取得促進について（依頼通知概要）

情報連携やマイナポータルの本格運用開始等を踏まえ、これらマイナンバー制度の利便性及びそれらを支えるツールとしてのマイナンバーカードの利点について、より幅広く周知・広報に取り組む

1. 「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の実施

マイナポータルの本格運用開始や確定申告等を見据え、遅くとも平成29年11月には開始し、期間を定めて、以下に配意しつつ、各種取組を集中的に実施することを要請。

- 市区町村間の連携や都道府県による調整を通じ、近隣団体で同時期展開
- 無料顔写真撮影、オンライン申請の補助、土日・平日夜間の開庁時間延長
- 子育てワンストップサービス関係部署との連携
- 税申告会場における申請受付（税担当部局や税務署との連携）
- 運転免許証自主返納者等に対する取組み（警察署や運転免許センターとの連携）
- 差出期限切れの交付申請書用封筒（料金受取人払）の延長利用、ダウンロード様式の周知・広報

2. マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカードの取得促進に向けては、マイナンバーカードの利点を認識することが重要。以下のような利活用推進策を実施することを要請。

- 職員証としての利活用推進等、職員の交付申請促進
- コンビニ交付サービスの導入促進（平成29年12月1日現在：462団体・対象人口8,064万人。大手コンビニ3社含め11社で対応。全国約53,000店）
- マイナポータルを活用した新たな行政サービスや行政手続の検討及び実施
- マイナンバーカードの券面情報を活用した申請書等の自動記載導入の検討及び実施（申請者の申請書記載及び職員の記載ミス確認の負担を軽減）
- 官民連携したマイナンバーカード利活用推進策について民間事業者への協力要請

（取組内容の調査及び取組拡大に向けた情報提供）

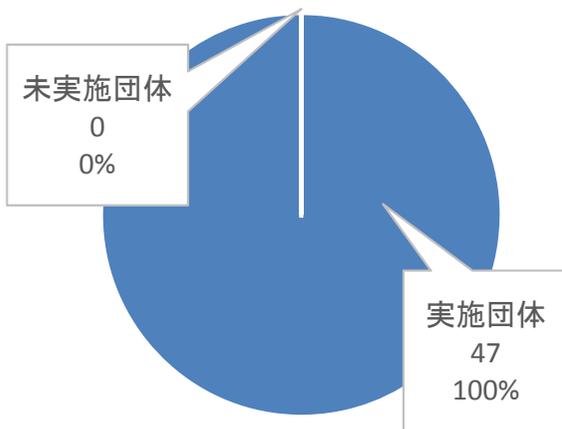
本通知を受けて展開される取組みの内容については、平成29年10月末時点で調査を行い、その結果を同年12月14日に地方公共団体に提供し、あわせて公表している。

マイナンバーカード取得促進キャンペーンの取組状況・予定の概要

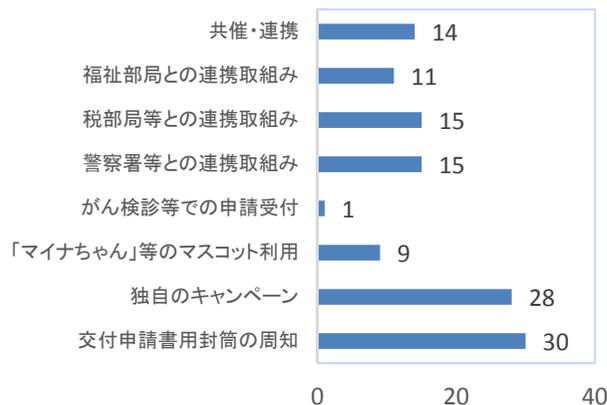
全ての都道府県と指定都市、9割の市区町村がマイナンバーカード取得促進キャンペーンを実施または予定。
取組で多いのは、マイナンバーカード交付申請書用封筒の周知・利用促進、土日、平日夜間の開庁、無料写真撮影となっている。

1. 都道府県の取組

都道府県の取組割合

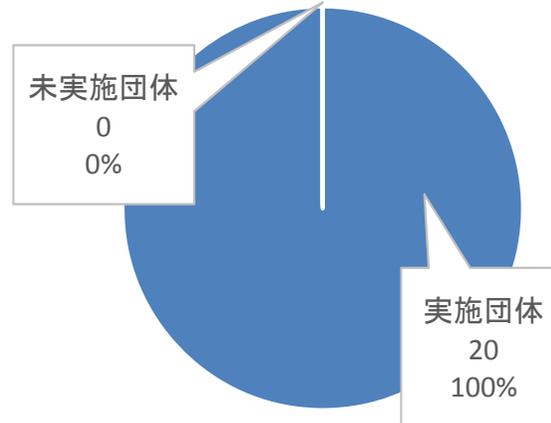


都道府県の取組内容

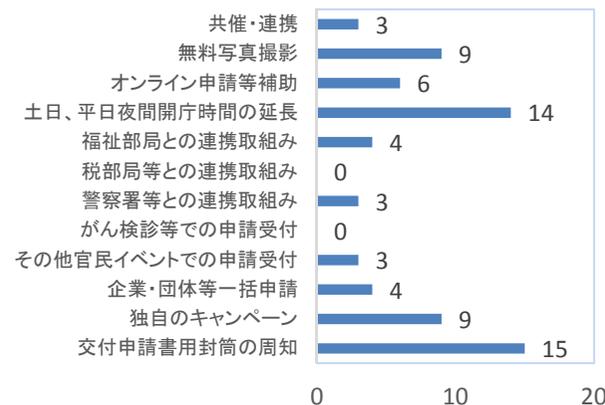


2. 指定都市の取組

指定都市の取組割合

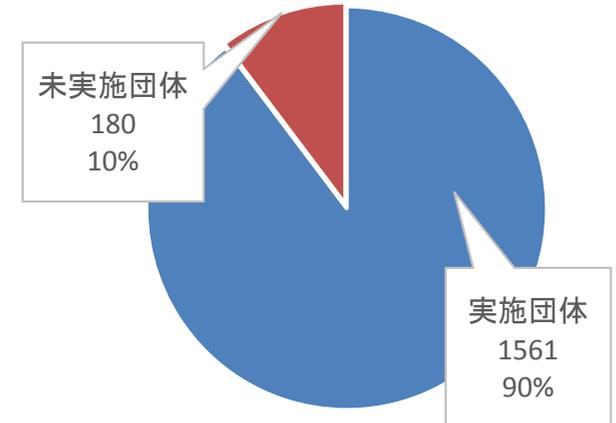


指定都市の取組内容

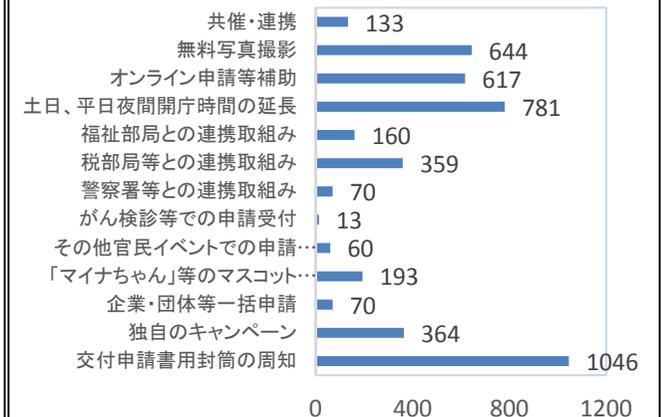


3. 市区町村の取組

市区町村の取組割合



市区町村の取組内容



マイナンバーカードの発行等に要する経費(平成30年度予算)

マイナンバーカードの発行等に要する経費:H30年度予算 198.1億円

マイナンバーカードの円滑かつ安定的な発行等を実施するための予算措置を行うもの。

○個人番号カード交付事業費補助金:127.6億円(平成29年度当初:126.1億円)

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、市町村が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任。市町村がJ-LISに対して交付する交付金に対して補助

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① 通知カード等の作成・発送事業 20.7億円
- ② マイナンバーカードの申込処理・発行事業 77.9億円
- ③ コールセンター事業 13.0億円
- ④ 保守・運用等事業 16.0億円

○個人番号カード交付事務費補助金:70.5億円(平成29年度当初:16.7億円)

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員の追加等に要する人件費等の経費を対象)

| | 27年度当初 | 27年度補正 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 個人番号カード交付事業費補助金 | 443.2億円 | 213.5億円 | 117.2億円 | 126.1億円 | 127.6億円 |
| 個人番号カード交付事務費補助金 | 40.0億円 | 65.1億円 | 21.7億円 | 16.7億円 | 70.5億円 |
| 合計 | 483.2億円 | 278.6億円 | 138.9億円 | 142.8億円 | 198.1億円 |

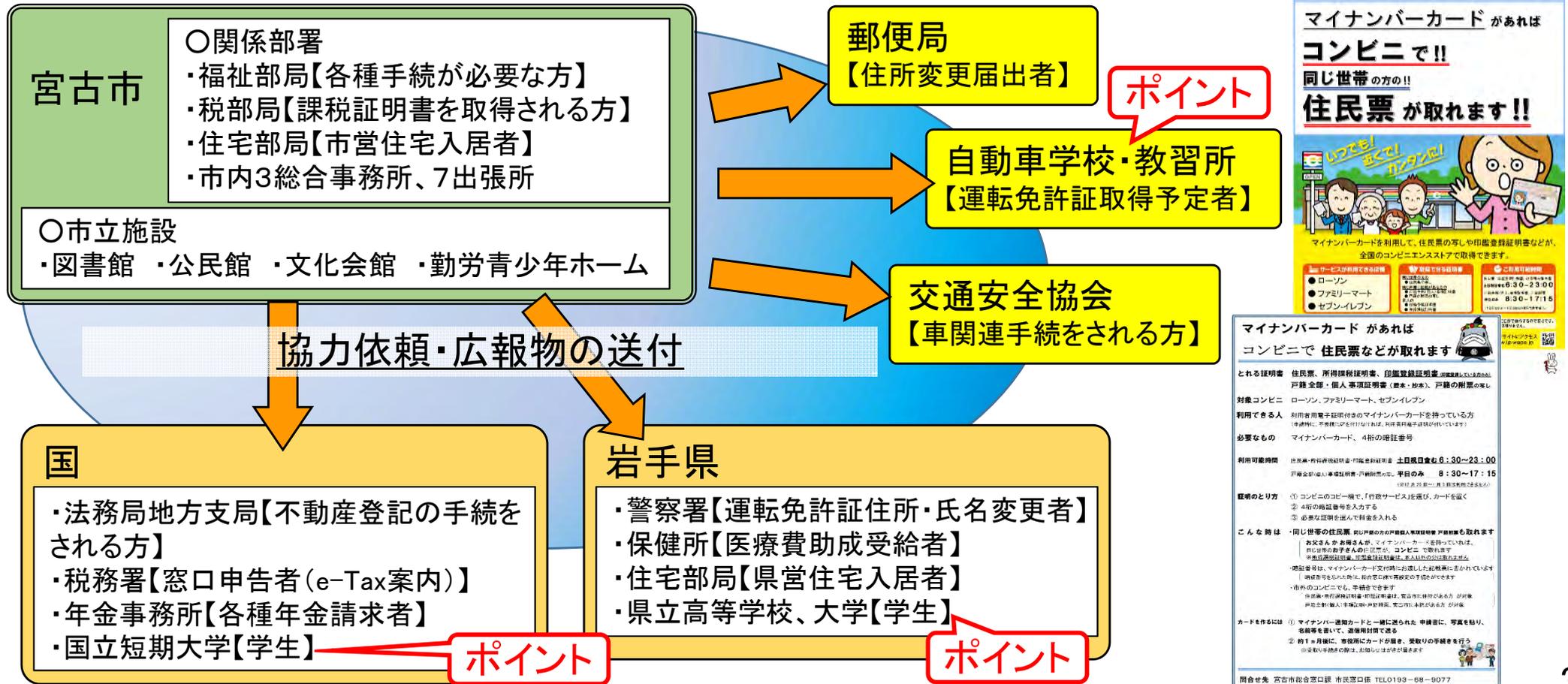
マイナンバーカード取得促進の取組 岩手県宮古市の取組事例

○国・県・民間・住民との協働による幅広いカード取得とコンビニ交付利用の働きかけ

1. 概要

- 市役所に来庁される方はもちろん、各種施設利用者や保健サービス利用者、不動産や税の手続をされる方、学生に至るまで、あらゆるタッチポイントをとらえて、カードの取得とコンビニ交付利用を働きかけ
- 国・県の各機関、学校施設、郵便局、自動車学校、住民(交通安全協会)との連携・協働により実現
- 特に、自動車学校・教習所や学校と連携した若年層への働きかけがポイント

2. 協働の全体像 ※ 括弧【】内は働きかけの主なターゲット



マイナンバーカード取得促進の取組 群馬県前橋市の取組事例

○市内46郵便局との協働によるマイナポータル利用やカード申請のサポート展開

1. 概要

- 日本郵便株式会社との協定締結により、市内全ての郵便局(46局)に、内閣府配布の端末を設置。マイナポータルアクセス用、カード申請用として運用(平成29年11月22日運用開始)
- 業務に支障のない範囲で郵便局員がサポート。地域に密着した身近な郵便局でマイナポータル利用、カード申請が可能に。

2. 経緯(平成29年)

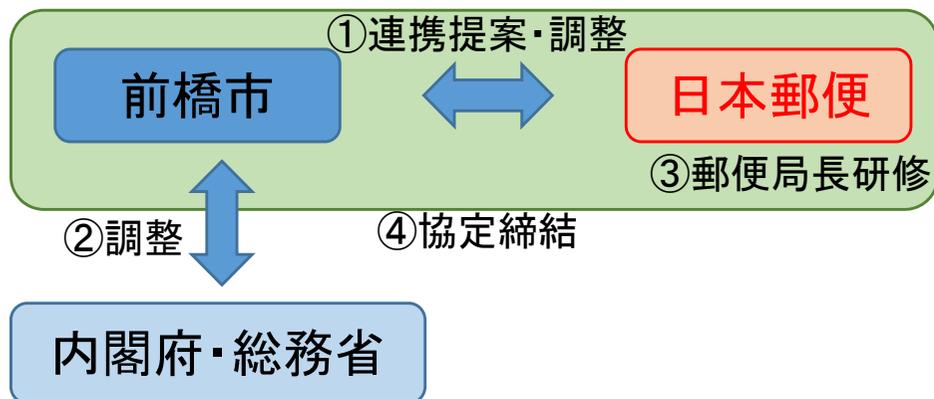
(平成25年より、前橋市・郵便局連絡会議を定期的に行い、様々な連携事項を協議)

6月 前橋市・郵便局連絡会議で連携事項として提案

7月～10月 市と日本郵便株式会社との間で調整
市と内閣府・総務省との間で調整

11月初旬 各郵便局長への研修
(端末利用・カード申請補助方法)

11月21日 協定締結、翌22日運用開始



局長さんの創意工夫で説明用パネルも掲示



業務に支障のない範囲で郵便局員がサポート

3. 実績

- 11月22日(運用開始)～1月31日の期間に、176件の利用、サポート実績

申請時来庁方式の積極的展開

- 申請時来庁方式とは、申請時に市町村が指定する場所に来所させ本人確認と通知カードの回収を行い、交付時には来庁等することなく、本人が確実に受け取れる方法でカードの交付を行う方式
- 住民の来庁負担軽減、職員の事務負担の平準化の両方の観点から有効
- ①役所・役場窓口での活用、②庁外での活用、③企業・団体一括申請方式としての活用など、事例を参考に積極的に展開することは、マイナンバーカードの取得促進に効果的と見込まれる

◆実施状況（役所・役場窓口での活用） （平成30年4月調査）

| | |
|-------|-------|
| 実施団体数 | 463 |
| 平均交付率 | 11.0% |

<参考>未実施団体平均交付率 10.5%

未実施団体における懸念について

1. 申請時来庁方式の実施方法がわからない
⇒先進事例集(その3)を参照のこと
2. 市区町村へ届いたマイナンバーカードが交付時来庁方式と申請時来庁方式のどちらで受け付けたカードかを区別するのに労力が必要
⇒例えば、交付申請書にスタンプ(静岡県裾野市など)して判別する等工夫事例あり
3. 郵送しても住民不在により交付時来庁方式となることが多い
⇒窓口交付を併用している団体多数
4. 身分証等書類不備により交付時来庁方式となることが多い
⇒事前周知により対応可(先進事例集(その3)参照)

マイナンバーカード取得促進の取組 群馬県伊勢崎市の取組事例

○申請時来庁方式の活用①(常時、来庁者向け、郵送申請)

1. 概要

- 常時、申請時来庁方式による申請を受付け、顔写真撮影サービスをあわせて実施
特に、転入・転居届出(住民異動届出)等で通知カードを持参して来庁する場合に有効

2. ポイント(実施:平成28年8月～)

- 交付時来庁方式の課題
(住民側)写真の用意が手間
不慣れな端末入力に時間
(職員側)住民の来庁時間が予測不能
カード準備に時間

➤ 申請時来庁方式のメリット

- (住民側)再度の来庁(待ち時間)・再度の書類提示が不要(①)
顔写真の準備不要(②)
- (職員側)通知カード記載事項変更の省略(③)
申請者の来庁時刻に関わらず作業可(事務の平準化)(④)

(例:転入・転居届出とカード交付申請手続)

| | 転入・転居届 | | カード交付申請 | | カード交付 | |
|-----------------|--|---|--|--------|---|---|
| | 住民 | 職員 | 住民 | 職員 | 住民 | 職員 |
| 交付時 来庁 方式 | <ul style="list-style-type: none"> 届出書記載 本人確認書類、通知カードの持参・提示 | <ul style="list-style-type: none"> 通知カード住所記載変更 | <ul style="list-style-type: none"> 顔写真の用意 申請書の記入 ↓ 郵送・スマホ・PC等で申請 | — | <ul style="list-style-type: none"> 来庁、受付待機 本人確認書類、通知カードの持参・提示 | <ul style="list-style-type: none"> 交付通知書発送 来庁者カードの準備 本人確認 カード交付 |
| 申請時 来庁 方式 | <ul style="list-style-type: none"> 届出書記載 本人確認書類、通知カードの持参・提示 カード交付申請書の記入 | <ul style="list-style-type: none"> 顔写真撮影 本人確認 | — | (来庁不要) | — | <ul style="list-style-type: none"> 本人限定受取郵便でカード交付 |

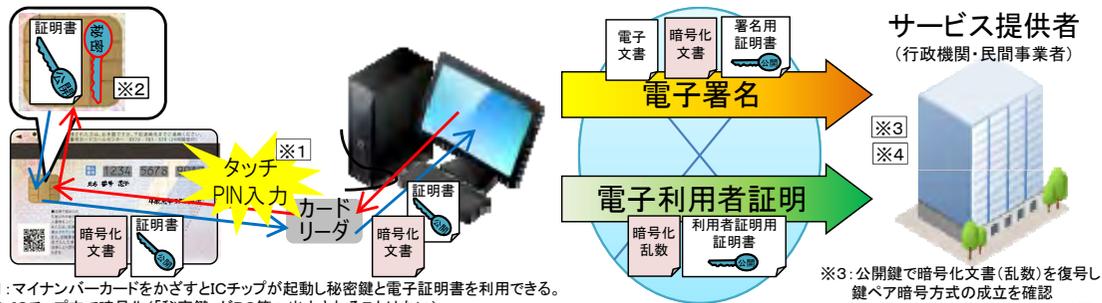
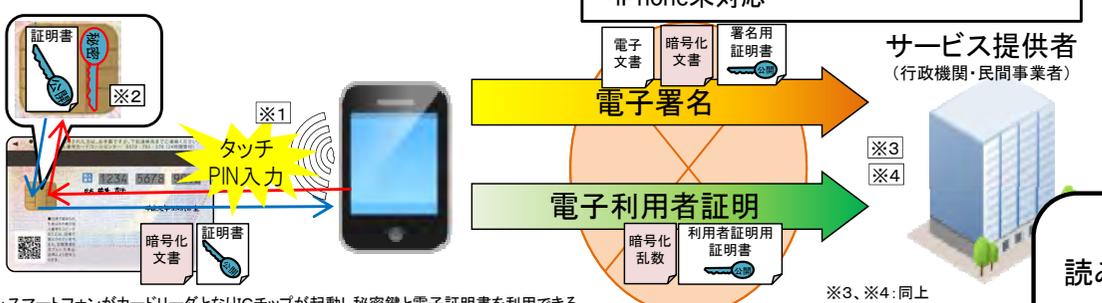


3. 効果

| 申請 | 申請時来庁方式による申請受付数 | | 〈参考〉 交付 | 全体交付枚数 | |
|--------|-----------------|------------|------------|--------|------------------|
| | | うち届出と同時に申請 | | | うち申請時来庁申請からの交付枚数 |
| H30.1月 | 294件※ | 81件 | H30.1月 | 309枚 | 197枚※ |
| H30.2月 | 257件※ | 90件 | H30.2月 | 509枚 | 354枚※ |

※ 届出と同時に申請できなかった場合でも、常に申請時来庁方式で受け付けることとしているため、後日利用する者が多数存在 35

電子証明書の利用ツール

| 利用ツール・方法 | 主な用途 | 準備するもの | | | |
|--|---|-----------|----|---------|---------|
| | | マイナンバーカード | PC | カードリーダー | スマートフォン |
| 【通常：PC+カードリーダー】  <p>※1: マイナンバーカードをかざすとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がPC等へ出力されることはない)。 ※3: 公開鍵で暗号化文書(乱数)を復号し、鍵ペア暗号方式の成立を確認 ※4: 電子証明書の有効性をJLISに確認</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 | ○ | ○ | ○ | × |
| 【一部可：読み取り対応スマートフォン】 <ul style="list-style-type: none"> ・2018年3月現在 Android 30機種が対応 ・iPhone未対応  <p>※1: スマートフォンがカードリーダーとなりICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がスマートフォン等へ出力されることはない)。 ※3、※4: 同上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 | ○ | × | × | ○ |
| 【検討中：電子証明書をスマートフォンに搭載】  <p>※1: スマートフォンの操作で端末内の秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: スマートフォン内で暗号化(「秘密鍵」がインターネット上へ出力されることはない)。 ※3、※4: 同上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・HPログイン ・オンラインサービス利用 | × | × | × | ○ |

| | Android | iPhone |
|-------|---------|--------|
| 読み取り | ○(一部可) | × |
| スマホ搭載 | × | × |

スマートフォンへの電子証明書搭載
 手続の際に必要

◆「電子証明書をスマートフォンに搭載」は、準備が必要となる機器や媒体が減少する点で利便性が向上する一方、電子証明書と通信機器が一体であって常時外部通信に曝されている点で、現状①②と「電子証明書の保存」状態において異なることに留意が必要。

マイナンバーカード等への旧氏併記の推進

【概要】女性活躍推進の観点から、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧氏併記が可能となるよう、システム改修(市区町村の既存住基システム等の改修)を行う。

システム改修経費 : H28第2次補正予算93.8億円 H29当初予算0.2億円 H29補正予算100億円

平成28年の閣議決定等

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(H28.5.13男女共同参画会議)

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める…べき」

○女性活躍加速のための重点方針2016(H28.5.20すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。」

○世界最先端IT国家創造宣言(H28.5.20閣議決定)

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現」

○ニッポン一億総活躍プラン(H28.6.2閣議決定)

「住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする」

平成29年の閣議決定等

○女性活躍加速のための重点方針2017(H29.6.6すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

「住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成30年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。」

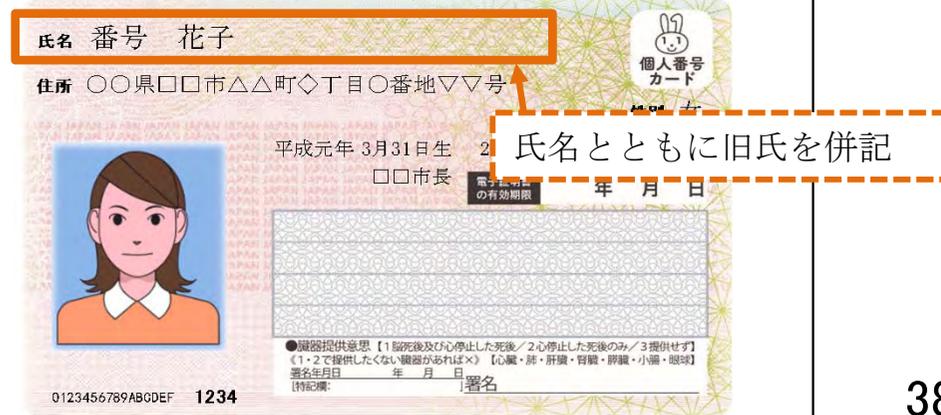
○未来投資戦略2017(H29.6.9閣議決定)

「…券面への旧姓併記の推進等マイナンバーカードの利用範囲の拡大を推進するとともに、その基盤整備に取り組む。」

○世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(H29.5.30閣議決定)

「マイナンバーカード等への旧姓併記に係る住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正及びシステム改修等を行い、平成30年度以降、速やかに全国で開始。」

(旧氏併記のイメージ)



住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会について

住民の把握・記録を行うための住民基本台帳制度等について、以下の諸課題への対応方策を検討するため、昨年11月研究会を設置

- ① マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用
- ② 所有者不明土地問題等に対応する住民票等の除票の保存期間の延長

研究会メンバー等

| | |
|----------|---------------------------|
| 石井夏生利 | (筑波大学図書館情報メディア系准教授) |
| 板垣淑子 | (NHK名古屋放送局報道部チーフプロデューサー) |
| 太田匡彦 | (東京大学法学政治学研究科教授) |
| 小幡純子 | (上智大学大学院法学研究科教授) ※座長 |
| 小尾高史 | (東京工業大学科学技術創成研究院准教授) |
| 高野芳崇 | (八王子市市民部市民生活課長) |
| 手塚悟 | (慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授) |
| 濱口英之 | (大阪市市民局総務部住民情報担当課長) |
| (オブザーバー) | |
| 樋口浩司 | (J-LIS住基全国センター長) |

開催実績

| | | |
|-----|----------------|---------------------------------------|
| 第1回 | 平成29年11月10日(金) | 研究会の趣旨・目的 他 |
| 第2回 | 平成29年12月26日(火) | 住民票及び戸籍の附票等について、公的個人認証制度について 他 |
| 第3回 | 平成30年1月22日(月) | 電子証明書の海外利用について、住民票の除票及び戸籍の附票の除票について 他 |
| 第4回 | 平成30年2月22日(木) | 電子証明書の海外利用等について 他 |
| 第5回 | 平成30年3月7日(水) | 中間報告のとりまとめに向けた意見交換 |
| 第6回 | 平成30年5月1日(火) | 中間報告のとりまとめに向けた意見交換 |

<「グローバル化社会」「インターネット社会」への対応>

- 海外に永住・長期滞在する日本国民の増加。(H28年約134万人)
- インターネットの人口普及率は83.5%、インターネットを活用した取引も近年急増。
- 在外投票におけるインターネット投票を求める声もある。
- 「世界最先端IT国家創造宣言」等の閣議決定では、海外におけるマイナンバーの利用や、海外転出後のマイナンバーカード・電子証明書の継続利用が求められている。

国内のマイナンバー・公的個人認証(電子証明書)制度は住民票を基礎とした制度。住民票は海外転出時に消除されることから、海外転出者に係る新たな個人認証の基盤を検討することが求められている。



- 海外転出後も消除されない戸籍の附票の活用(A案)、あるいは海外転出後の異動情報を住民票の除票に付記することを可能とすること(B案)により、新たな個人認証の基盤とすることができるのではないか。(→詳細次ページ)
- これにより、マイナンバー、マイナンバーカード、電子証明書^(※)の海外継続利用が可能となるのではないか。

(※) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書

<その他>

- パソコンの世帯保有率減少・スマートフォンの保有率上昇を踏まえ、スマートフォンに搭載する電子証明書が必要ではないか。
 - マイナンバーカードの電子証明書を健康保険証として利用するため、PIN(暗証番号)入力不要の認証方式について検討が求められている。
- ⇒ 実現に当たっては、これらの電子証明書を、公的個人認証法令上明確に位置付けることを検討すべきではないか。

<「ライフスタイルや家族形態の変化」への対応>

- 所有者不明土地問題では、政府、与党、民間の検討会議において、住民票等の除票の保存期間の延長を求める意見・指摘がある。
- 個人の一生において一人で暮らすことが多くなることが想定される。
- ライフスタイルの変化に伴い、自分が誰なのかを証明するよう求められるケースが多くなる。
- 家族形態の変化に伴い、誰からも個人の一生を公証・確認されることができなくなるおそれがある。

現在の住民基本台帳制度について、個人の一生を確実に公証し、確認できる基礎台帳(公証・確認基盤)としての位置付けに改めることが求められている。



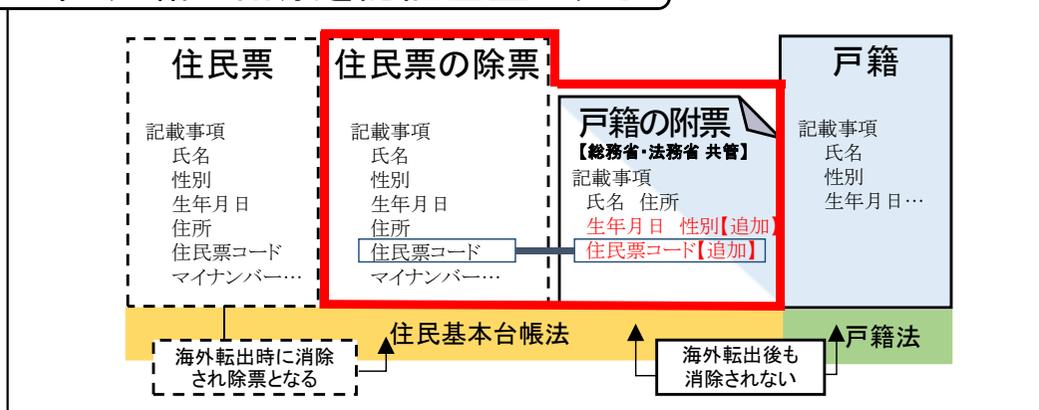
- 「除票簿」という概念を設け、住民票等の除票の保存期間を延長することが必要ではないか。その場合、保存期間は150年とすることが適当ではないか。
- 保存期間の長期化に伴う個人情報保護の観点から、不正取得等の防止のため、罰則の見直し等も検討することが必要ではないか。

今後、総務省において関係省庁や地方公共団体、民間等から幅広く意見を聴取し、本研究会としてさらに検討を深める必要がある事項について審議を進め、最終的な報告書のとりまとめを行うこととしてはどうか。

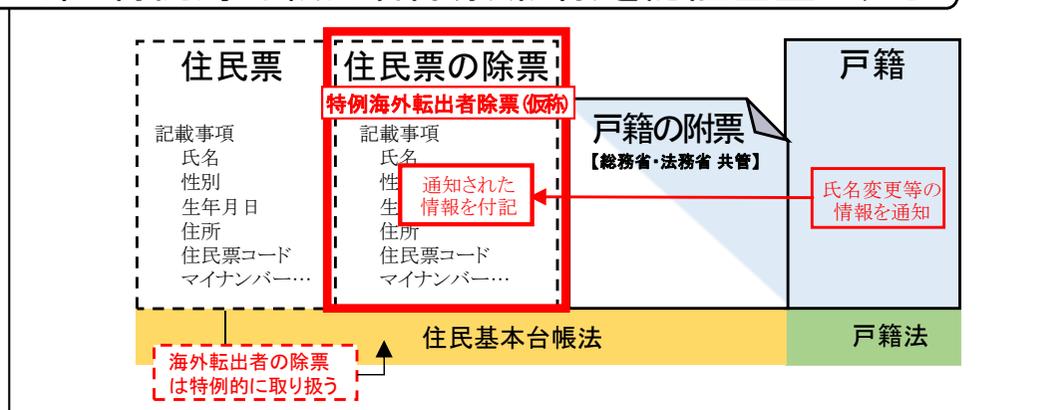
新たな個人認証基盤についての考え方

1. 基本的な考え方

A案: 戸籍の附票を認証基盤とする



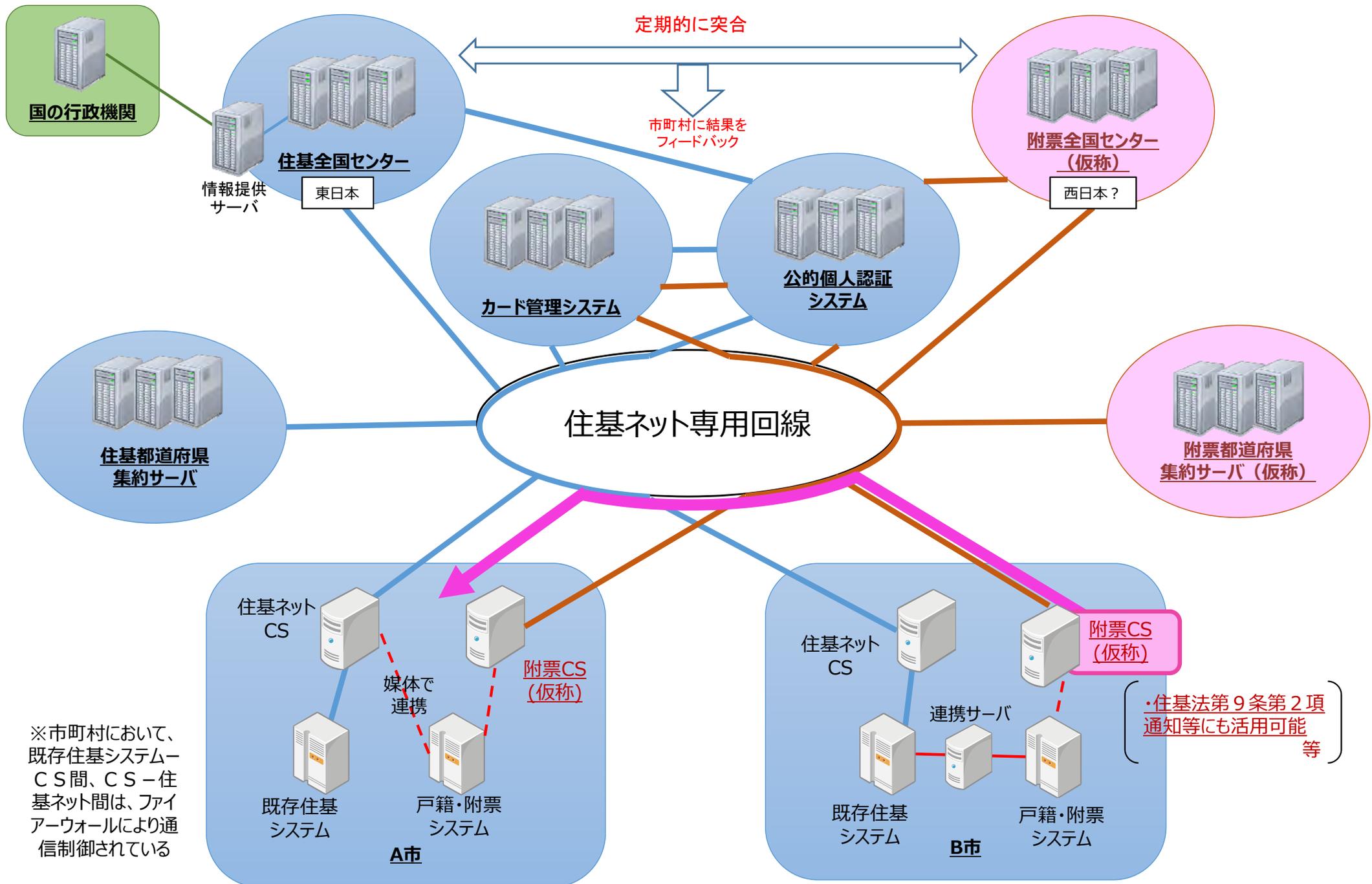
B案: 特例海外転出者除票(仮称)を認証基盤とする



2. 両案について

| | 認証基盤 | 必要となる対応 | 特徴 | 課題 |
|----|--|---|---|--|
| A案 | 戸籍の附票 | <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票の記載事項の追加 (性別・生年月日、住民票コード) 附票情報を電子的に送信するサーバに加え、附票情報を全国的に管理するシステムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> 最新の氏名・性別・生年月日を公証することが可能。 本人確認情報のバックアップとしても活用が可能。 現在一部郵送が残る戸籍と住民票間の情報のやりとりを、全て電子的に行うことが可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 住民票の氏名等の情報を戸籍の氏名等の情報と一致させるものとして使用されている戸籍の附票に性別・生年月日を追記し、新たな認証基盤として活用することをどう考えるか。 附票については、法務省との十分な協議が必要となるのではないかな。 海外転出者の認証基盤の制度を設けることを端緒として、全国民について附票の記載事項に性別・生年月日を新たに記載することをどう考えるか。 B案と比較し、費用対効果をどう考えるか。 |
| B案 | 特例海外転出者除票(仮称) (海外転出者の住民票の除票については戸籍情報の変更を付記) | <ul style="list-style-type: none"> 海外転出者に係る除票については、特例的に異動情報を付記することを可能とする 海外転出者の死亡、氏名・性別・生年月日の変更があった場合、本籍地市町村から最終住所地市町村へ通知する仕組みの構築 戸籍と住民票間の通知等を電子的に行うサーバに加え、特例海外転出者除票情報を全国的に管理するシステムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> 最新の氏名・性別・生年月日を公証することが可能。 住基ネットシステムの一部改修により対応することも可能。 現在一部郵送が残る戸籍と住民票間の情報のやりとりを、全て電子的に行うことが可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 居住関係の公証を目的とする住民基本台帳制度において、除票は単に過去の記載事項を保存しているものに過ぎないが、除票となった時点以降も変更情報を反映させることをどう考えるか。 海外転出者のみを対象とするシステムを新たに構築することをどう考えるか。 A案と比較し、費用対効果をどう考えるか。 |

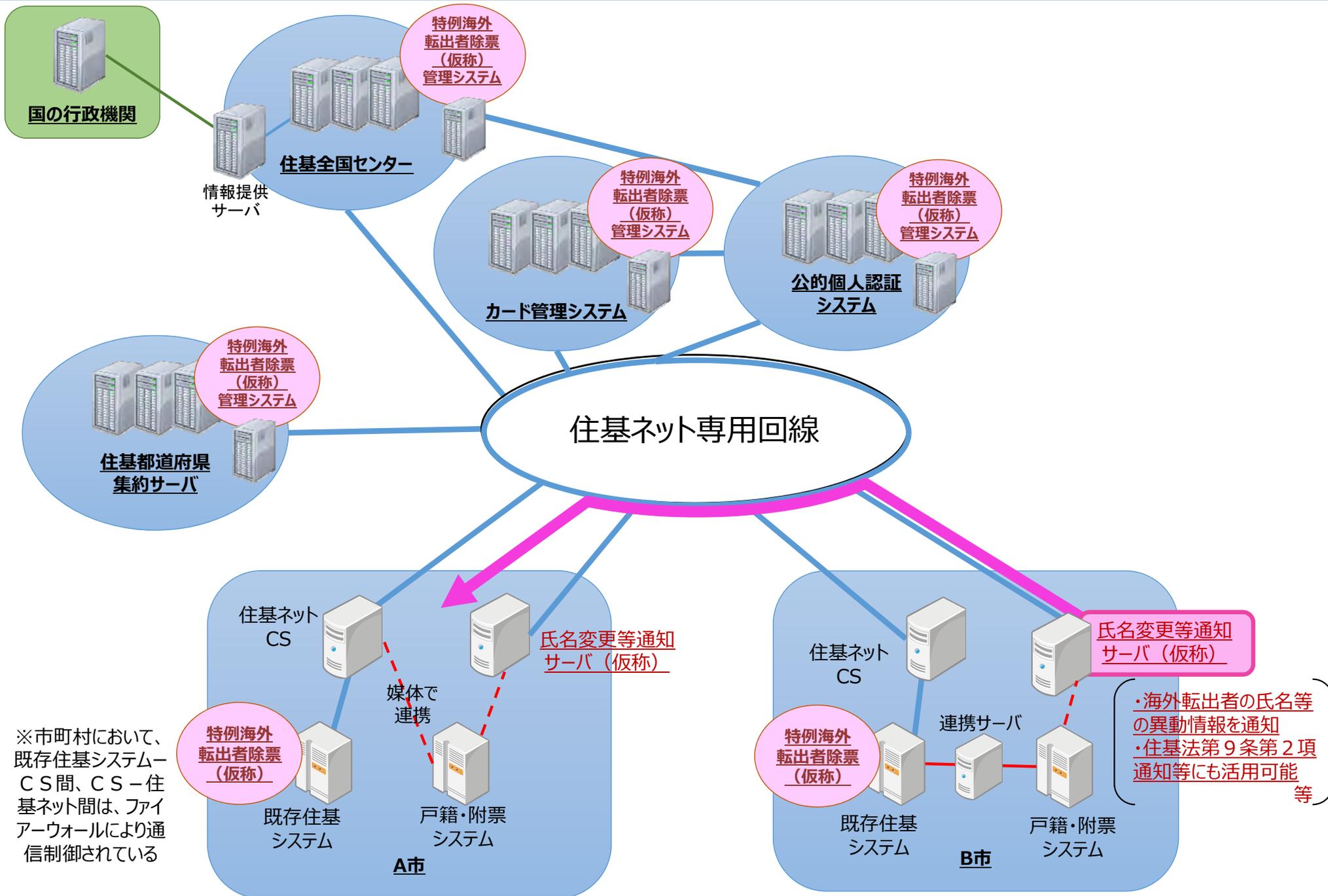
イメージ図(附票管理システム(仮称))



※市町村において、既存住基システムーCS間、CSー住基ネット間は、ファイアーウォールにより通信制御されている

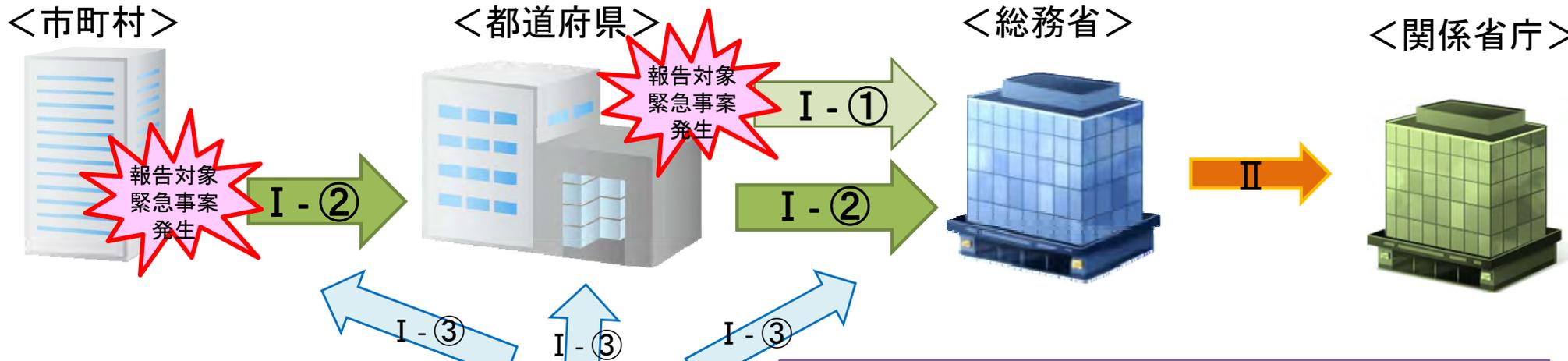
・住基法第9条第2項通知等にも活用可能等

イメージ図(特例海外転出者除票(仮称)管理システム)



住民制度課所掌事務に係る緊急事案の報告要領について

総務省自治行政局住民制度課(以下「住民制度課」という。)の所掌事務に関する個人情報の漏えいや不正・不適切な取扱い等に該当する事案(これらに該当する可能性がある事案も含む。以下「報告対象緊急事案」という。)が発生した場合、住民制度課に対して直ちに報告。



【報告対象緊急事案】

① 次の事務に関する個人情報の漏えいや不正・不適切な取扱い等に該当する事案(可能性がある場合も含む。)

- ・住民基本台帳 ・通知カード及びマイナンバーカード
- ・住基ネット ・住民票関係情報の情報連携に関する事務

② マイナンバーの変更が必要となる場合(必要となる可能性がある場合も含む。)におけるマイナンバーの漏えいに該当する事案(漏えいに該当する可能性がある事案を含む。)

報告対象
緊急事案検知

<J-LIS>



【報告事項】

- ・発生元の団体名及び部課名
 - ・確認日時及び発生日時
 - ・報告対象緊急事案の概要(経緯・発生原因など)
 - ・報道発表予定の有無(有りの場合、その内容)
 - ・担当者及び連絡先(発生原因が特定できた段階)
 - ・報告対象緊急事案への対応策
 - ・報告対象緊急事案の再発防止策
 - ・その他報告対象緊急事案の全容把握及び対応に必要な事項(情報漏えいがある場合)
 - ・漏えいした情報の内容、件数、漏えい元、漏えい先 他
 - ・漏えいした情報の管理体制(人的体制、ネットワーク構成等)
- ※ 報告可能なものから順次報告。

I - ① 都道府県で報告対象緊急事案が発生した場合、総務省に直ちに報告。

I - ② 市町村で報告対象緊急事案が発生した場合、直ちに都道府県へ報告。

市町村から報告を受けた都道府県は直ちに総務省に報告。

I - ③ J-LISにおいて報告対象緊急事案を検知した場合、発生した地方公共団体及び総務省へ直ちに報告。

報告を受けた地方公共団体は I - ①又は I - ②により総務省へ報告。

II 総務省は報告対象緊急事案の報告を受けた場合、報告対象緊急事案に対する措置を講じ、必要に応じて関係省庁へ連絡。 44

マイナンバーカードの暗証番号再設定(ロック解除)時における本人確認について

課題事例 (個人番号カードコールセンターへの入電)

× マイナンバーカードの暗証番号を3回間違えてしまったため、暗証番号の再設定(ロック解除) 手続を行ったが、役所でマイナンバーカード以外の本人確認書類の提出を求められた。

事例1) 運転免許証、事例2) 顔写真無し書類2点

対応

○ マイナンバーカードとその内部記録事項(券面画像情報)の確認(※)により、券面が改ざんされていないことを確認した上で、当該マイナンバーカードによって本人確認を行うこと。
(住民はマイナンバーカードの提出のみでOK)

※ 統合端末で確認可能(カードR/Wに対象のカードをかざし、
「生年月日」+「有効期限」+「セキュリティコード」+「個人番号」を入力して表示)

<参考>通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

第3 個人番号カード

3 個人番号カードのその他の手続

(4) 個人番号カードの暗証番号の再設定

ア 再設定申請者又はその法定代理人に対し、2-(1)-ウ-(ア)又は(ウ)により本人確認を行った上で、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。

2 個人番号カードの交付等

(1) 個人番号カードの交付

ウ 交付

(ア)次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、次に掲げるいずれかの書類

住民基本台帳カード、個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認めるもの

(A)書類の暗証番号の入力を求めること。

(B)書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された写真、氏名、生年月日及び有効期限を確認すること。

(C)交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

通知カード及びマイナンバーカード保管の改善策を検討する際の参考例（平成29年10月18日通知別紙）

○管理簿の整備

・保管することとなったカードについて、保管状況を適正に管理できるよう管理票や管理IDとともに整理の上、管理簿として整備及び管理する。

○保管庫の設置・運用

- ・カードを安全かつ適切に保管し、紛失・盗難等を避けるため、カード保管専用の保管庫を容易に移動できないように設置し、交付事務でカードを取り出す等の場合を除き、保管庫は常時施錠しておく。
- ・保管庫やその鍵の管理を含め、カードの保管に責任を有する職員を順位を含めて定め、組織的な管理体制を確保及び徹底する。
- ・不特定の者が保管庫を使用できないよう、保管庫の解錠及び施錠について、特定の職員に限り使用可能とする。
- ・保管庫の利用時には、カードや記載情報の持ち出しを防ぐため、私物のカバンや袋、携帯電話やスマートフォン等を持ち込ませないこととし、都度確認を行う。保管庫の施錠時には、情報の持ち出しがないかの確認を行う。
- ・現に交付等されるべき必要なカードのみ保管庫から持ち出すなど、不要不急のカードの保管庫からの持ち出しは行わない。

○相互確認・把握体制の確保

- ・カードの出し入れを含めた保管庫での事務処理は、複数人で行うとともに、事務処理を行った職員及び事務処理の内容や状況を管理簿等に記録する。
- ・責任者から目視することができる位置に保管庫を設置したり、保管庫の利用状況を確認することができるようカメラを設置したりするなどして、保管庫での事務処理の状況を責任者が把握することができるようにする。

○定期的な点検等

- ・現に保管されているカードの状況について、定期的に、保管庫での事務処理状況を記録した管理簿等と突合の上、点検・把握する。
- ・一定期間が経過しても申請者が取得に来ない等により保管が不要となったカードについては、適切に廃棄する。

○職員の研修・育成

- ・人事異動や担当替え等の際に、新旧の責任者・担当者間での念入りな事務引継を行うとともに、新任担当者に対し、業務内容に応じた実践的な研修等を実施する。
- ・研修は、人事異動や担当替えの際に1回行えばよいものではなく、業務の経験度合いに応じて適切な時期を捉えて複数回実施する。
- ・業務の経験度合いにかかわらず適正に事務を執行できるようわかりやすいマニュアルを整備する。
- ・事務に熟達した責任者・担当者においても、あらためて業務手順やマニュアル等を確認する。

LGWANにおける市区町村アクセス回線の冗長化対応について

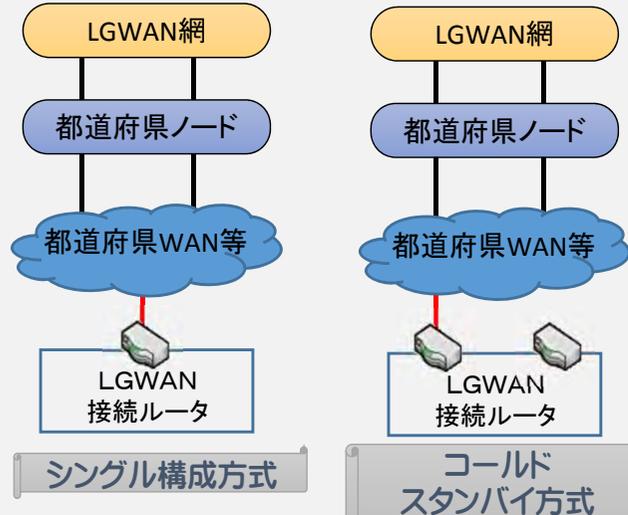
LGWANについて

- 高度なセキュリティを維持した行政専用の閉域ネットワーク
(地方公共団体の組織内のネットワークの相互接続、各地方公共団体と国の各府省との間の情報交換手段の確保)
- **マイナンバー制度の情報連携やコンビニ交付サービスに利用される等、住民サービスに直結**

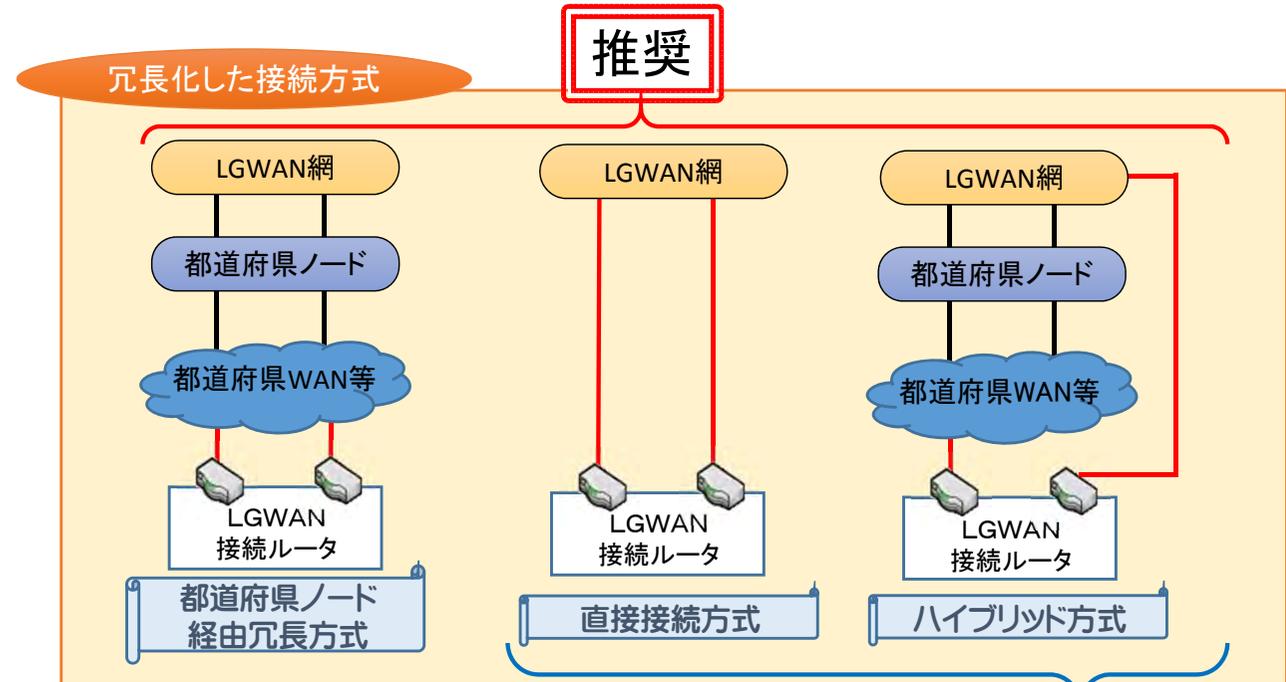
LGWANの回線・機器に障害が発生し、通信ができなくなると住民サービスへ多大な影響が生じる。障害が起こった場合でも通信を確保するため、**回線・機器を冗長化することが重要。**

<第4次LGWANにおける接続方式>

冗長化していない接続方式



冗長化した接続方式



(参考) 第4次LGWANについて

- LGWANのネットワーク構成を改編し、以下の特徴をもつ新たなネットワークを構築。
 - LGWANの全ての通信のセキュリティチェックを行うセキュリティゲートウェイを構築。
 - 第4次LGWANは都道府県ノードの従系回線においても主系回線と同じ速度とし、サービス低下を防止。
 - 市区町村は都道府県ノードを介した接続だけでなく、LGWAN網へ直接接続する方式を選択可能。
- 平成30年度に現状のLGWAN(第3次)から順次移行作業を行い、平成31年4月から運用を開始する予定。

・第4次LGWANから導入可能
・各市区町村の状況に応じた冗長化が可能 47

第4次LGWANにおける冗長化対応の状況

<各都道府県及び市区町村の冗長化団体の状況(H30.4.9現在)>

※ J-LISアンケート調査による平成30年度に冗長化する予定の団体数(暫定値)

| 都道府県 | 団体数 | 第3次LGWAN 冗長化団体数 | 第4次LGWAN冗長化予定団体数(※) | | | (参考) 第4次LGWAN 冗長化予定 団体数の割合 | |
|------|-----|--------------------|---------------------|--------|--------------|-------------------------------------|--------|
| | | | 都道府県ノード 経由冗長方式 | 直接接続方式 | ハイブリット 方式 | | |
| 北海道 | 180 | 1 | 41 | 28 | 2 | 11 | 22.8% |
| 青森県 | 41 | 0 | 9 | 0 | 6 | 3 | 22.0% |
| 岩手県 | 34 | 0 | 13 | 7 | 0 | 6 | 38.2% |
| 宮城県 | 36 | 1 | 17 | 13 | 0 | 4 | 47.2% |
| 秋田県 | 26 | 0 | 26 | 13 | 13 | 0 | 100.0% |
| 山形県 | 36 | 0 | 6 | 2 | 0 | 4 | 16.7% |
| 福島県 | 60 | 3 | 39 | 28 | 1 | 10 | 65.0% |
| 茨城県 | 45 | 2 | 15 | 4 | 0 | 11 | 33.3% |
| 栃木県 | 26 | 1 | 7 | 4 | 0 | 3 | 26.9% |
| 群馬県 | 36 | 1 | 16 | 4 | 2 | 10 | 44.4% |
| 埼玉県 | 64 | 2 | 29 | 4 | 16 | 9 | 45.3% |
| 千葉県 | 55 | 2 | 55 | 0 | 55 | 0 | 100.0% |
| 東京都 | 63 | 4 | 41 | 2 | 34 | 5 | 65.1% |
| 神奈川県 | 34 | 9 | 19 | 11 | 0 | 8 | 55.9% |
| 新潟県 | 31 | 0 | 24 | 11 | 1 | 12 | 77.4% |
| 富山県 | 16 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 12.5% |
| 石川県 | 20 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 15.0% |
| 福井県 | 18 | 1 | 3 | 0 | 0 | 3 | 16.7% |
| 山梨県 | 28 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3.6% |
| 長野県 | 78 | 1 | 23 | 23 | 0 | 0 | 29.5% |
| 岐阜県 | 43 | 0 | 17 | 3 | 0 | 14 | 39.5% |
| 静岡県 | 36 | 2 | 15 | 11 | 0 | 4 | 41.7% |
| 愛知県 | 55 | 1 | 55 | 0 | 55 | 0 | 100.0% |
| 三重県 | 30 | 0 | 10 | 6 | 0 | 4 | 33.3% |

| 都道府県 | 団体数 | 第3次LGWAN 冗長化団体数 | 第4次LGWAN冗長化予定団体数(※) | | | (参考) 第4次LGWAN 冗長化予定 団体数の割合 | |
|------|-------|--------------------|---------------------|--------|--------------|-------------------------------------|--------|
| | | | 都道府県ノード 経由冗長方式 | 直接接続方式 | ハイブリット 方式 | | |
| 滋賀県 | 20 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 15.0% |
| 京都府 | 27 | 9 | 19 | 19 | 0 | 0 | 70.4% |
| 大阪府 | 44 | 0 | 4 | 1 | 0 | 3 | 9.1% |
| 兵庫県 | 42 | 1 | 8 | 4 | 0 | 4 | 19.0% |
| 奈良県 | 40 | 0 | 5 | 4 | 0 | 1 | 12.5% |
| 和歌山県 | 31 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 6.5% |
| 鳥取県 | 20 | 1 | 6 | 6 | 0 | 0 | 30.0% |
| 島根県 | 20 | 0 | 15 | 14 | 0 | 1 | 75.0% |
| 岡山県 | 28 | 4 | 10 | 10 | 0 | 0 | 35.7% |
| 広島県 | 24 | 3 | 7 | 4 | 0 | 3 | 29.2% |
| 山口県 | 20 | 0 | 12 | 5 | 1 | 6 | 60.0% |
| 徳島県 | 25 | 0 | 11 | 1 | 0 | 10 | 44.0% |
| 香川県 | 18 | 1 | 18 | 0 | 18 | 0 | 100.0% |
| 愛媛県 | 21 | 0 | 9 | 1 | 7 | 1 | 42.9% |
| 高知県 | 35 | 0 | 27 | 2 | 0 | 25 | 77.1% |
| 福岡県 | 61 | 1 | 9 | 5 | 4 | 0 | 14.8% |
| 佐賀県 | 21 | 0 | 5 | 1 | 0 | 4 | 23.8% |
| 長崎県 | 22 | 0 | 22 | 0 | 22 | 0 | 100.0% |
| 熊本県 | 46 | 1 | 9 | 1 | 2 | 6 | 19.6% |
| 大分県 | 19 | 0 | 6 | 5 | 0 | 1 | 31.6% |
| 宮崎県 | 27 | 0 | 8 | 8 | 0 | 0 | 29.6% |
| 鹿児島県 | 44 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 沖縄県 | 42 | 0 | 14 | 6 | 0 | 8 | 33.3% |
| 計 | 1,788 | 56 | 715 | 279 | 240 | 196 | 40.0% |

- ・ 特に市区町村アクセス回線の冗長化については、LGWANが住民サービスに直結することを踏まえ、業務継続確保の観点から、第4次LGWANへの移行を契機に改めて検討が必要。
- ・ 第3次LGWANの冗長化団体数(56団体)と比較し、第4次LGWANの冗長化予定団体数は12倍以上(715団体)に増加。(都道府県は41団体が冗長化予定)

マイナンバーカードの普及促進に取り組みます！

- 住民制度課では、各地方公共団体、民間事業者等からのご依頼を受け、会議やイベント等での講演など、マイナンバーカードの普及促進のためのPRを積極的に行っています。
- また、市町村長さまなどへのご説明の機会があれば、積極的に対応したいと考えています。
- 地方公共団体において、マイナンバーカードに関する説明会などを以下のような趣旨で開催される場合、ご依頼があれば住民制度課より講師を派遣しますので、下記連絡先まで、ご連絡をお願いします！

- 都道府県が、各都道府県内の市区町村の職員向けに開催する説明会
- 都道府県・市区町村が、内部の職員、議会の議員等向けに開催する説明会
- 市長会、町村会が、職員等向けに開催する説明会等

総務省連絡先

総務省自治行政局住民制度課
平野係長、小泉係長、遠藤事務官
E-mail: juki@soumu.go.jp
電話 : 03-5253-5397

「マイキーくん」の着ぐるみを貸し出しています！

地元のイベントなどで、マイナンバー制度や

マイナンバーカードをPRしていただける

地方自治体や民間事業者の皆様、

「マイキーくん」の着ぐるみをお貸しします！

詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。



平成28年3月8日 三鷹市様
(CATV番組の撮影)

※ 2等身型(写真右上及び左下)と3等身型(写真右下)の2種類用意しておりますので、用途に応じてご活用いただけます。

※ 貸し出しは無料ですが、着ぐるみの運搬にかかる費用は、貸し出し先でご負担いただくようお願いしています。

総務省連絡先

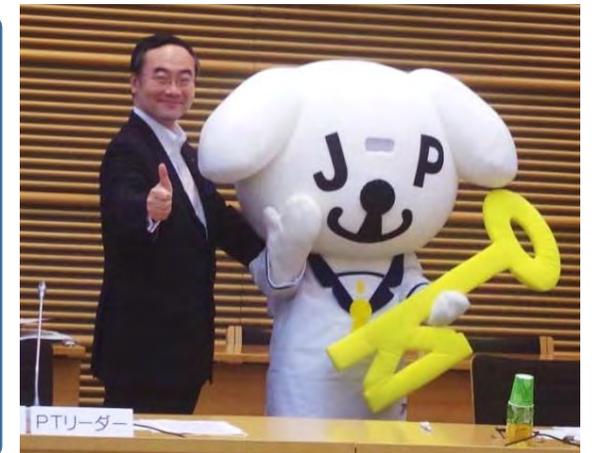
公的個人認証サービス利用相談担当
(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail: kouteki-kojin@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517



平成28年3月23日 徳島県様
(公的個人認証利活用事業の実証イベント)



平成28年7月1日 飯泉 徳島県知事と
(全国知事会情報化推進PTで着ぐるみご紹介)